

# 平成 27 年 12 月定例会 建設経済常任委員会記録

平成 27 年 12 月 2 日 (水)

平成 27 年 12 月 3 日 (木)

平成 27 年 12 月 14 日 (月)

平成 27 年 12 月 16 日 (水)

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室



# 目 次

平成 27 年 12 月 2 日 (水) .....	5 頁
平成 27 年 12 月 3 日 (木) .....	9 頁
平成 27 年 12 月 14 日 (月) .....	17 頁
平成 27 年 12 月 16 日 (水) .....	85 頁

## 平成 27 年 12 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12 月 2 日 (水)	委員長の互選
第 2 日	12 月 3 日 (木)	委員長の互選 〔互選〕 副委員長の互選 〔互選〕 委員席の指定
第 3 日	12 月 14 日 (月)	審査日程の決定 所管部局職員の紹介 農林課関係議案審査 議案乙第 34 号 〔説明、質疑〕 商工振興課関係議案審査 議案乙第 34 号、議案乙第 38 号 〔説明、質疑〕 建設課、国道・交通対策課関係議案審査、報告 議案乙第 34 号、議案乙第 37 号 〔説明、質疑〕 報告第 11 号、報告第 12 号、報告第 13 号 〔説明、質疑〕 上下水道局関係議案審査 議案乙第 36 号、議案乙第 39 号、議案乙第 40 号 〔説明、質疑〕

<p>第4日</p>	<p>12月16日(水)</p>	<p>現地視察</p> <p>県道中原鳥栖線道路改良事業(鳥南橋)</p> <p>県営水利施設整備事業鳥栖南部地区(半平橋)</p> <p>新産業集積エリア整備事業(幸津町)</p> <p>浄水池兼配水池(原古賀町)</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第34号、議案乙第36号、議案乙第37号、 議案乙第38号、議案乙第39号、議案乙第40号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件</p>
------------	------------------	--

## 12 月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[平成 27 年 12 月 11 日付託]

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号） [可決]

議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号） [可決]

議案乙第 37 号 平成 27 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）  
[可決]

議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号） [可決]

議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号） [可決]

議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号） [可決]

[平成 27 年 12 月 16 日 委員会議決]

### 2 その他

委員長の互選 [平成 27 年 12 月 3 日 互選]

副委員長の互選 [平成 27 年 12 月 3 日 互選]

委員席の指定 [平成 27 年 12 月 3 日 指定]

閉会中の継続審査の件 [継続審査]

[平成 27 年 12 月 16 日 委員会決定]

### 3 報告

報告第 11 号 専決処分事項の報告について（建設課）

報告第 12 号 専決処分事項の報告について（建設課）

報告第 13 号 専決処分事項の報告について（建設課）

平成 27 年 12 月 2 日 (水)

## 1 出席委員氏名

委員 森山 林 齊藤 正治 久保山日出男 藤田 昌隆  
江副 康成 飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

なし

## 4 議会議務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

委員長の互選

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



## 年長委員の紹介

### 横尾光晴議会事務局書記

建設経済常任委員会の書記を担当しております横尾と申します。よろしくお願いいたしますます。

それでは、選任後最初の委員会でございますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長との互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、森山林委員が年長の委員でございますので、御紹介申し上げます。

森山議員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 森山 林年長委員

委員長選出まで委員長の職務を行います。皆様方の御協力をよろしくお願いいたしますます。

oo

### 開会

午後8時52分

### 開議

### 森山 林年長委員

これより委員会を開会いたしたいと思っておりますけれども、時間帯がこういう時間帯でございますので、よかったですら、あす10時目途にお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、そしたら一応そういうことで、あした10時から開会させていただきますので、よろしくお願いいたしますます。

oo

### 森山 林年長委員

じゃあこれで散会をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますます。

午後8時52分散会



平成 27 年 12 月 3 日 (木)

## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 久保山日出男

委員 森山 林 齊藤 正治 藤田 昌隆

飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

なし

## 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前 10 時 1 分開議

森山 林年長委員

これより委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

委員長の互選

森山 林年長委員

早速ですが、委員長の互選を行います。

委員長は委員会において互選することになっております。

どういつ方法で選出したほうがよろしいか、皆さんの御意見を承りたいと思ひます。（「休憩のほうが」と呼ぶ者あり）はい……。 （「休憩」と呼ぶ者あり）休憩ということでございますので、それでいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時 19 分開議

森山 林年長委員

ただいまから委員会を再開いたしたいと思っております。

それで、一応休憩前に、どういつ方法で選任したほうがよろしいかということでお諮りいたしておりましたので、その方法をお伺いいたしたいと思ひますので。

齊藤正治委員

指名推選でお願いしたいと思ひます。

森山 林年長委員

ただいま、推選により選任したらという御意見がありました。が、推選によつて選任するこ

とでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により委員長を選任することにいたします。

どなたか推選をお願いいたします。

#### **伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

私、今回、建設経済常任委員会に初めて所属をさせていただきます伊藤と申します。今後ともよろしくをお願いいたします。

それで、指名推選ということでございますので、私も2年間、議員として過ごさせていただいた中で、建設経済常任委員会は、新風クラブの代表であります藤田委員が2年間委員長をお務めになられております。

その中で、今年度は8月でしたか、東京のほうに、今、国家戦略特区という形で、地方創生の中でお進めをいただいております、鳥栖市もしっかりとそこに何とか残っていきたい、生き残っていきたい、鳥栖市の将来のために、そういった形で、今、頑張られてこられる中で、先頭に立って引っ張っていただいておりますというのを間近に見させていただいておりますので、ぜひ残りの2年間も、委員長としてしっかりと、もちろん皆様の御協力がないと、そういったことは、成し遂げていけないということは重々承知をしておりますし、そういった中で、藤田委員にぜひ委員長としての職責を、また、再任をしていただいて、引っ張っていただきたいというふうに私個人としては思っておりますので、藤田委員を推選をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

#### **森山 林年長委員**

ただいま、藤田議員を委員長に推選する旨の発言がありましたが、議員を委員長に選任することに御異議ありませんか。

#### **齊藤正治委員**

今、藤田前委員長の推選がございました。確かに私も一緒に、議長としても、建設経済委員会の委員としても、藤田前委員長の功績は大変大きかったというようには、気持ちの中ではございます。

しかしながら、それを支えてきました江副副委員長も、影でしっかりと支えてきたところでございますので、今回は、ぜひ江副前副委員長に委員長をしていただくということも、確かな方法ではなかろうかと思っておりますので、よろしく、江副前副委員長を御推選申し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

森山 林年長委員

はい、ありがとうございます。

ただいま2人の議員が、推選がございました。そしてこれに、ただいまの藤田議員に対しての異議がありますので、投票により互選をいたしたいと思っております。

準備のために暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後2時33分開議

森山 林年長委員

再開いたします。

これより投票により委員長の互選を行います。

ただいまの出席委員数は7人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の……、まだ書かなくてよいかと。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

〔投票箱点検〕

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

〔順次投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 7 票。これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。そのうち有効 7 票。有効投票中、江副康成議員 4 票、藤田昌隆議員 3 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって江副議員が委員長に当選されました。

委員長選出まで、皆様方の御協力をいただきまして本当にありがとうございました。これをもって江副委員長と交代いたします。

ありがとうございました。

〔委員長席交代〕

### **江副康成委員長**

再開する前に、一言御挨拶させていただきます。

身に余る大役を仰せつかりまして、本当にありがとうございます。公平かつ円滑な委員会運営に努めてまいりますので、よろしく、御協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは再開いたします。

これより委員長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

### **副委員長の互選**

#### **江副康成委員長**

これより副委員長の互選を行います。

副委員長は委員会において互選することになっています。どういう方法で選任したらよろしいか、皆さんの御意見を賜りたいと存じます。

#### **齊藤正治委員**

指名推選でお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

今、指名推選という方法、御提案ございましたけども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、推選により副委員長を選任することといたします。

どなたか推選をお願いいたします。

#### **齊藤正治委員**



委員長の補佐役として、久保山日出男議員を推薦いたします。

**江副康成委員長**

ただいま久保山日出男議員を副委員長に推選する旨の発言がありましたが、議員を副委員長に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、久保山日出男議員を副委員長に選任することに決しました。

久保山日出男副委員長の御挨拶をお願いいたします。

**久保山日出男副委員長**

いずれにしろ、私は、委員長決定次第、補正役に回りながら、この建設経済常任委員会を、常に委員長を支えながら、微力でございますけれども、これまでの行政を生かしながら、経験を生かして、人事を尽くしてまいりたいと思っておりますので、皆様の御支援よろしくお願いいたします。ありがとうございました。



**委員席の指定**

**江副康成委員長**

それでは次は委員席の協議になりますが、休憩をとって協議いたしたいと思います。暫時休憩いたします。

午後 2 時 40 分休憩

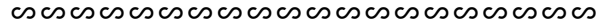


午後 2 時 42 分開議

**江副康成委員長**

再開いたします。

委員席につきましては、ただいま御着席の席を指定いたします。

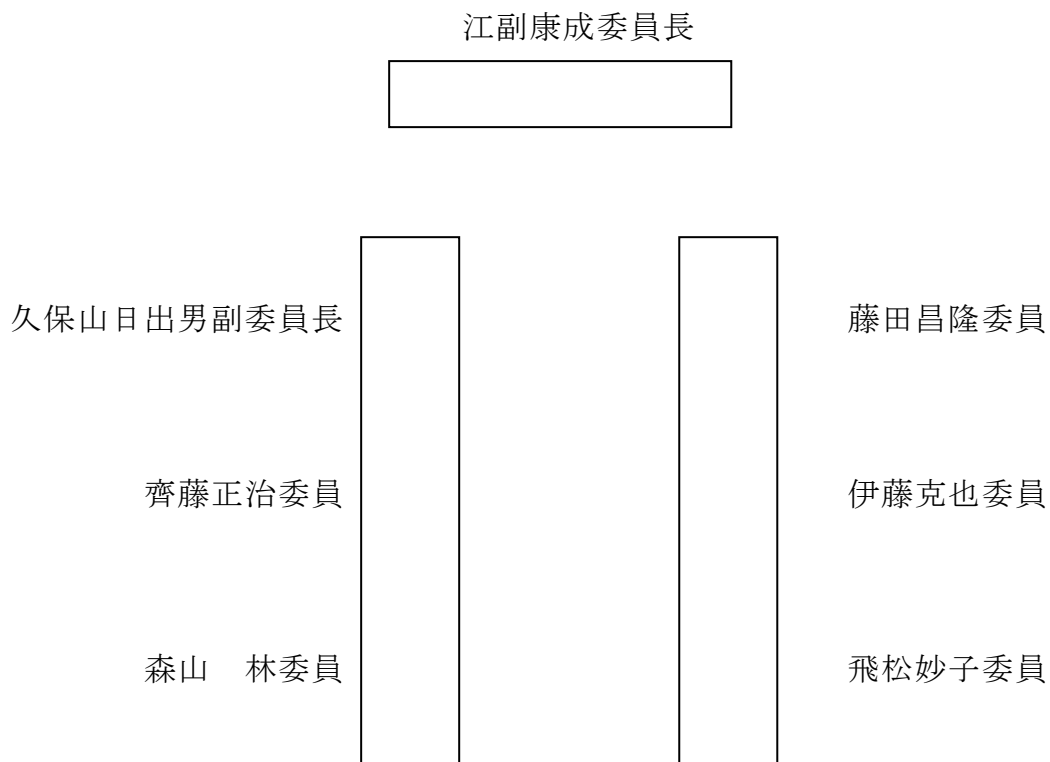


江副康成委員長

以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時 42 分散会

### 建設経済常任委員会委員席図



平成 27 年 12 月 14 日 (月)

## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 久保山日出男

委員 森山 林 齊藤 正治 藤田 昌隆

飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第19条による説明員氏名

産業経済部長兼上下水道局長 詫間 聡

商工振興課長 佐藤 道夫

商工振興課商工観光労政係長 向井 道宣

商工振興課商工観光労政係長待遇 本田 一也

商工振興課企業立地係長 下川 広輝

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長 成富 光祐

農業委員会事務局次長兼農林課長補佐兼農業振興係長 森山 信二

農林課農村整備係主幹 赤司 光男

農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇 林 康司

産業経済部次長兼建設課長 白水 隆弘

建設課参事兼課長補佐 萩原 有高

建設課長補佐 三澄 洋文

建設課長補佐兼道路河川整備係長 日吉 和裕

建設課長補佐兼道路河川管理係長 牛嶋 英彦

建設課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次

建設課庶務建築係長 古沢 修

国道・交通対策課長 田原 秀範

国道・交通対策課道路・交通政策係長 徳淵 英樹

上下水道局管理課長	野下 隆寛
上下水道局管理課総務係長	楠 和久
上下水道局管理課業務係長	中溝 雄二
上下水道局事業課長	佐藤 晃一
上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長	今村 利昭
上下水道局事業課参事	近藤 信孝
上下水道局事業課参事兼課長補佐	前間 修
上下水道局事業課浄水・水質係長	松雪 秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長	能富 繁和
上下水道局事業課下水道事業係長待遇	中牟田 恒

#### 4 議会事務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

#### 5 審査日程

審査日程の決定

所管部局職員の紹介

農林課関係議案審査

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）

〔説明、質疑〕

建設課、国道・交通対策課関係議案審査、報告

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

議案乙第 37 号 平成 27 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）

〔説明、質疑〕

報告第 11 号 専決処分事項の報告について

報告第 12 号 専決処分事項の報告について

報告第 13 号 専決処分事項の報告について

[説明、質疑]

上下水道局関係議案審査

議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

[説明、質疑]

## 6 傍聴者

な し

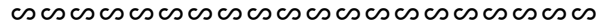
## 7 その他

な し

午前 10 時 1 分開議

**江副康成委員長**

ただいまより、建設経済常任委員会を開会いたします。



**審査日程の決定**

**江副康成委員長**

初めに委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。お手元の資料、よろしいでしょうか。

まず本日 14 日、ただいまより議案審査ということで、農林課、商工振興課、建設課、国道・交通対策課、上下水道局という順番で審査に入りたいと思います。

そして明日 15 日は予備日ということで考えております。

16 日水曜日、現地視察として詳細は副委員長のほうに御説明していただきますけども、新産業集積エリア、県営水利施設整備事業鳥栖南部地区、鳥南橋と、その後、自由討議、総括、採決という順番で考えております。

じゃあすいませんけど、現地視察につきましては、副委員長のほうから御説明をお願いいたします。

**久保山日出男副委員長**

現地視察でございますけど、3 日目に当たります 16 日の午前 10 時から、新産業集積エリア、これまだ何もなっておりませんが、土砂等の搬入道路もありますので、その辺を含めた中での、半平橋ってありますので、そこら辺かまで行って、上から眺めてもろて、その半平橋の周辺も迂回路とかいろいろありましようから、その現地を皆さんに御確認願いたいと思っています。

それから灌排事業で、県営水利施設関係を、大体、上のほうから見て、あの方向に走って行ってますという、場所的には説明しやすい場所ですので、新人が私を含めて 3 名でございますので、その辺を含めて、できればなと思っております。

それと鳥南橋が、もう一応、土台といいますか、橋脚の部分、橋のところが出ておりますので、その辺のところもあらかた見れる、工事に支障のないような状態で見たいと思

ますが、いかがでしょうか。

それで、各議員さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあそのようによろしく願いいたします。

執行部のほうについても、時間等については、まだ御準備段階がありましようから、のちほど申し上げますので、よろしく願いします。

#### **江副康成委員長**

そのほか、審議の過程で、どうしてもというところがありましたら、できるだけ対応していく方向でも考えていますので、よろしく願いいたします。

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあこの日程でさせていただきます。審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。



#### **所管部局職員の紹介**

#### **江副康成委員長**

それでは新しい委員会構成後、初めての審査となりますので、審査に入る前に、執行部の皆さんの御紹介を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### **詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長**

建設経済常任委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。私、産業経済部長兼上下水道局長の詫間でございます。

昨年来、建設経済常任委員会のほうにお世話になっておりまして、本年4月1日で環境経済部長、7月6日付で産業経済部長兼上下水道局長ということで拜命させていただいております。

産業経済部におきましては、商工、農林、建設、国道・交通対策課、4課、上下水道局につきましては、管理課、事業課、2課で構成をされておるところでございます。

順次、担当課長のほうから一言ずつ御挨拶させますので、よろしく願いをいたします。

#### **白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

おはようございます。



産業経済部次長兼建設課長、白水でございます。

本年7月6日付の人事異動及び機構改革によりまして、建設課長を拝命いたしております。建設課につきましては、庶務建築係、道路河川整備係、道路河川管理係、新たに公園緑地係が加わって4係制になっております。人員は私を含めまして29名と、大係の課になっております。さまざまな事象に対応してまいらなければならない課題を抱えておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

おはようございます。

農業委員会事務局長兼農林課長の井田でございます。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

農林課の体制といたしましては、私を含め15名でございます。農政係が8名、農村整備係が3名、農業委員会事務局を兼ねた農業振興係が3名でございます。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

おはようございます。

商工振興課の課長の佐藤でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

商工振興課につきましては、1課2係ということで、商工観光労政係4名、企業立地係5名、合計10名体制で業務を遂行しております。

なにとぞよろしくお願ひいたします。

#### **田原秀範国道・交通対策課長**

おはようございます。

国道・交通対策課の田原と申します。今後ともよろしくお願ひします。

当課としましては、国道・交通対策係4名で、私を含めまして、当課5名で業務に当たっております。

今後ともよろしくお願ひします。

#### **野下隆寛上下水道局管理課長**

おはようございます。

上下水道局管理課長の野下でございます。よろしくお願ひいたします。

管理課のほうは、経理関係、あと庶務関係のほうになります総務係8名、それと水道料金、調定から収納まで担当しております業務係7名、それと私の16名体制で、経営の健全化に向けて努めております。

よろしく申し上げます。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

おはようございます。

事業課長、佐藤でございます。

事業課は、水道事業係5名、浄水・水質係4名、下水道事業係7名で、上下水道施設の設計施工、維持管理の業務を行っております。コスト削減意識を持ちながら、住民の立場に立った対応に心がけたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

**江副康成委員長**

はい、御紹介ありがとうございました。（発言する者あり）

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

それでは農業委員会事務局及び農林課の職員紹介をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長**

おはようございます。

農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長をやっております成富でございます。よろしく願いいたします。

**赤司光男農林課農村整備係主幹**

おはようございます。

農林課農村整備係主幹をしております赤司光男でございます。よろしく申し上げます。

**森山信二農業委員会事務局次長兼農林課課長補佐兼農業振興係長**

おはようございます。

農業委員会事務局次長兼農林課課長補佐兼農業振興係長を拝命いたしております森山信二です。よろしく願いいたします。

**林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

おはようございます。

農林課農政係長の林です。よろしく願いいたします。

**佐藤道夫商工振興課長**

すいません、それでは商工振興課の担当係の係長のそれぞれの自己紹介をさせますので、どうかよろしく願いいたします。

**向井道宣商工振興課商工観光労政係長**

おはようございます。

商工振興課商工観光労政係長の向井です。よろしくお願ひします。

**下川広輝商工振興課企業立地係長**

おはようございます。

商工振興課企業立地係長をしております下川広輝です。どうぞよろしくお願ひします。

**本田一也商工振興課商工観光労政係長待遇**

おはようございます。

商工振興課商工観光労政係の係長待遇をやっております本田一也と申します。よろしくお願ひいたします。

**佐藤道夫商工振興課長**

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

改めまして建設課、それぞれ係長より自己紹介をさせます。よろしくお願ひいたします。

**萩原有高建設課参事兼課長補佐**

おはようございます。

建設課参事兼課長補佐、萩原と申します。よろしくお願ひいたします。

**三澄洋文建設課長補佐**

おはようございます。

建設課課長補佐を務めております三澄と申します。よろしくお願ひします。

**古賀芳次建設課長補佐兼公園緑地係長**

おはようございます。

建設課課長補佐兼公園緑地係長の古賀芳次です。どうぞよろしくお願ひします。

**牛嶋英彦建設課長補佐兼道路河川管理係長**

おはようございます。

建設課課長補佐兼道路河川管理係長の牛嶋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長**

おはようございます。

建設課課長補佐兼道路河川整備係長をしております日吉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**古沢 修建設課庶務建築係長**

おはようございます。

庶務建築係長の古沢修と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

以上、私以下7名でございます。よろしくお願いいたします。

**田原秀範国道・交通対策課長**

それでは、当課の係長の御紹介をさせていただきます。

**徳淵英樹道路・交通政策係長**

おはようございます。

国道・交通対策課、道路・交通政策係長の徳淵と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

**田原秀範国道・交通対策課長**

以上です。どうもありがとうございます。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

上下水道局管理課、それぞれ御挨拶をいたします。

**中溝雄二上下水道局管理課業務係長**

おはようございます。

上下水道局管理課業務係長の中溝と申します。よろしくお願いいたします。

**楠 和久上下水道局管理課総務係長**

おはようございます。

上下水道局管理課総務係長、楠と申します。よろしくお願いいたします。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

管理課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

事業課6名の紹介をさせていただきます。

**近藤信孝上下水道局事業課参事**

おはようございます。

上下水道局事業課参事、近藤でございます。よろしくお願いいたします。

**前間 修上下水道局事業課参事兼課長補佐**

おはようございます。

事業課参事兼課長補佐、浄水場長の前間です。今後ともよろしくお願いいたします。

**今村利昭上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長**

おはようございます。

上下水道局事業課参事兼課長補佐兼水道事業係長の今村と申します。よろしくお願いいたします。

**松雪秀雄上下水道局事業課浄水・水質係長**

おはようございます。

上下水道局事業課浄水・水質係長の松雪と申します。よろしく申し上げます。

**能富繁和上下水道局事業課下水道事業係長**

おはようございます。

上下水道局事業課下水道事業係係長、能富です。よろしく申し上げます。

**中牟田恒上下水道局事業課下水道事業係長待遇**

おはようございます。

下水道事業係係長待遇の中牟田です。よろしく申し上げます。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

以上で紹介を終わります。

**詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長**

それでは、産業経済部並びに上下水道局の職員の紹介を終わらせていただきます。

産業経済部 58 名、上下水道局 35 名、私を含めまして、総数……、59 と 36 でダブってま  
すので、わかりません。すいません、夕方までに計算しときます——ということで、御指導  
のほど、よろしく願いいたします。

**江副康成委員長**

はい、御紹介ありがとうございました。

引き続き、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

**午前 10 時 16 分休憩**

oo

**午前 10 時 17 分開議**

**江副康成委員長**

再開いたします。

oo

**農林課**

## 議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

### 江副康成委員長

これより農林課関係議案の審査を始めます。

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長

改めまして、おはようございます。

建設経済常任委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今 12 月議会におきましては、当建設経済常任委員会に付託されました議案は、議案乙第 34 号から 40 号までの 6 議案、また、報告第 11 号から 13 号までの 3 件となっているところでございます。

主なものとしたしましては、農林水産業費の機構集積協力金、県営水利施設整備事業負担金、土木費におきましては、道路側溝等工事費、産業団地造成特別会計では、新産業集積エリア整備事業についての用地買収に要する経費を計上いたしておるところでございます。

また、職員の給与につきましては、各議案におきまして、所要の額を計上いたしておるところでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ各担当課長より御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

### 井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

それでは、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）中、農林課関係分について、委員会資料での説明をいたします。

補正予算説明資料の 1 ページをお願いいたします。

まず歳入について御説明いたします。

款 13. 分担金及び負担金、項 1. 分担金、目 2. 災害復旧費分担金、節 1. 農林水産施設災害復旧費分担金 6 万 4,000 円の補正につきましては、8 月 25 日の台風 15 号に伴う豪雨により被災した農業施設の災害復旧を行うための地元分担金でございます。分担金徴収条例に基づき、単独災害復旧事業、農業用施設の場合、総事業費の 100 分の 17.5 以内の分担金となっております。これにつきましては、歳出で出てまいりますので、そこで詳細については、御説明させていただきます。

次に、款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 4. 農林水産業費県補助金、節 1. 農業費県補助金 3,572 万 6,000 円の補正のうち、中山間地域等直接支払交付金 11 万 8,000 円につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄の防止等を内容とする協定を結んだ地域集落の農業者等に対し、一定の要件に基づき、直接支払交付金を県補助金として交付するものでございます。

次の環境保全型農業直接支払対策事業費補助金 4 万 2,000 円につきましては、環境保全型農業に取り組む農業者に対して支援を行うための県補助金でございます。

次の機構集積協力金交付事業費補助金 3,556 万 6,000 円につきましては、農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積及び集約化を加速するため、機構へ農地を貸し付けた個人等を支援するための県補助金でございます。これらの事業につきましても、歳出で出てまいりますので、そこで詳細については御説明させていただきます。

続きまして、資料の 2 ページをお願いいたします。

款 22. 市債、項 1. 市債、目 6. 農林水産業債、節 1. 農業債の 980 万円の補正のうち県営水利施設整備事業 810 万円につきましては、鳥栖南部地区の平成 27 年度県営水利施設整備事業費に対する市債でございます。

次の県営防災ダム改修事業 170 万円につきましても、平成 27 年度事業費に対する市債でございます。

続きまして、目 7. 災害復旧費、節 1. 農林水産施設災害復旧債の 40 万円の補正につきましては、8 月 25 日の台風 15 号により被災した農業用施設と林道の災害復旧に対する市債でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

次は農林課関係の歳出について御説明いたします。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 1. 農業委員会費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費までの 259 万 5,000 円の減額につきましては、農業委員会事務局職員、5 名分の人事異動に伴う補正でございます。

次に、目 2. 農業総務費のうち、節 2. 給料から節 4. 共済費までの 571 万 3,000 円の減額につきましては、農林課職員 9 名分の人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、資料 4 ページをお願いいたします。

目 3. 農業振興費、節 19. 負担金補助及び交付金 3,580 万円の補正のうち、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金 5 万 7,000 円につきましては、現在、環境保全型農業として、有機農業を取り組まれてある農業者において、1 年間に同一圃場におきまして複数回対象活動を行うことにより、取り組む面積が増加することに伴う補助金額の変更増額分でございます。

す。

次の機構集積協力金 3,556 万 6,000 円につきましては、農地中間管理機構を活用した、担い手への農地の集積、集約化を進めるため、機構へ農地を貸し付けた個人等を支援する協力金でございます。

詳細につきましては、予算説明関係資料の 12 月補正予算主要事項説明書の 8 ページでの説明とさせていただきます。

事業名「機構集積協力金」の 2. 事業内容につきましては、取り組み内容に応じ、3 つの協力金がございます。

まず 1 つ目に、地域集積協力金でございます。

これは集落などを人・農地プランの作成単位とし、そのエリア内の総農地面積における機構へ貸し付けた農地の面積割合に応じ、地域等を対象に交付されるものとなっております。

2 つ目といたしましては、経営転換協力金がございます。

これは全ての自作農地を 10 年以上機構へ貸し付け、機構から担い手となる受け手に貸し付けられることを要件に、経営転換をする農業者に対し、貸し付けた農地の面積に応じ、個人を対象に交付されるものとなっております。

3 つ目といたしましては、耕作者集積協力金がございます。

これは農地対象農地を 10 年以上機構に貸し付け、機構から担い手となる受け手に貸し付けられることを要件に、機構の公募に応じた農業者が経営する農地に隣接する農地や、2 筆以上のまとまって貸し付けた農地の面積に応じ、こちらも個人を対象に交付されるものとなっております。

続きまして、12 月補正予算説明資料の 4 ページに戻らせていただきます。

次に、中山間地域等直接支払交付金 17 万 7,000 円につきましては、今年度から、第 4 期対策の開始に伴い、第 3 期対策を取り組まれていた、河内集落及び神辺町上の車集落におきまして、田代西部集落としての集落連携など、新たな取り組みを含めての申請、また、同じく第 3 期対策を取り組まれていた牛原集落におきまして、申請がそれぞれ 8 月末にあり、事業費が確定したことによる補助金額の変更増額分でございます。

この中山間地等直接支払制度につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農業農村が持つ多面的機能を守るための協定を締結し、その協定に従い、5 年間農業生産活動を行う場合に、取り組み面積に応じ交付される制度でございます。

次に、目 5. 農業生産整備費、節 19. 負担金補助及び交付金の 2,260 万 8,000 円の補正のうち、2,250 万円につきましては、県営水利施設整備事業、鳥栖南部、幸津、轟木、真木地区の事業費確定に伴う負担金でございます。事業費 9,000 万円のうち、国が 50%、県が 25%、



市が25%の負担を行うものでございます。

次の県土地改良事業団体連合会特別賦課金10万8,000円につきましても、事業費の確定に伴う補正でございます。この負担金は、平成27年度に実施した県営水利施設整備事業鳥栖南部地区に対して、佐賀県土地改良事業団体連合会に支払う特別賦課金でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

目6. 農村整備費、節28. 繰出金につきましては、農業集落排水特別会計繰出金72万9,000円の減額補正分でございます。

続きまして、目7. 農地等保全管理費、節19. 負担金補助及び交付金の200万7,000円の補正のうち、195万円につきましては、県営防災ダム改修事業負担金の本年度事業に伴う負担金でございまして、事業費3,900万円のうち、5%の負担を行うものでございます。

また、県土地改良事業団体連合会特別賦課金5万7,000円につきましても、事業費の確定に伴う補正でございます。この負担金は、平成27年度に実施した県営防災ダム改修事業に対して、佐賀県土地改良事業団体連合会に支払う特別賦課金でございます。

次に目9. 農業研修施設費、節11. 需用費9万5,000円の補正につきましては、滞在型農園施設等の電気代の不足により、今年度必要予定額分の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

款6. 農林水産業費、項2. 林業費、目1. 林業総務費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までの3万8,000円の減額につきましては、農林課で林務関係を担当する職員1名分の人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、目4. 治山林業費、節11. 需用費の2万円の補正につきましては、市民の森トイレの電気代の不足により、今年度必要予定額分の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5. 分収造林費、節19. 負担金補助及び交付金の9,000円の補正につきましては、昨年度実施いたしました分収造林事業の事業費に応じ算出された額を、会費として佐賀県水源林造林協議会に対し負担するため補正をお願いするものでございます。

続きまして、資料7ページをお願いいたします。

款11. 災害復旧費、項1. 農林水産施設災害復旧費、目2. 単独災害復旧費の76万1,000円の補正につきましては、8月25日の台風15号により被災した農業用施設や林道等の災害復旧工事費でございます。

農業施設の被災箇所につきましては、神辺町上の車地区でございます。農業用水路を支持する法面が豪雨により、延長6メートル、高さ5メートルの崩壊が発生しております。

また、林道横井線におきましても、延長5メートル、高さ4メートルの法面崩壊が発生しておりますので、災害復旧工事として補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、農林課関係分についての説明を終わらせていただきます。

#### **江副康成委員長**

はい、ありがとうございました。

井田課長から御説明を受けましたけども、これより質疑を行いたいと思いますので、質疑のある方は挙手の上、指名を受けた後、御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

どなたかございませんか。

#### **伊藤克也委員**

すいません、初めてのことなので、わからないことが多いんですが、教えていただくという意味も含めまして、御説明をいただければというふうに思います。

それでは、説明書の5ページなんですけど、県営防災ダム改修事業負担金の本年度が195万円ということで、総額3,900万円っていう御説明があったかと思いますが、どのような改修事業内容なのか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

河内防災ダム事業につきましては、御存じでしょうが、河内町にあります河内ダムの経年的、長年経過たっておりますので、ダムの電気施設とか機械設備とか、その他もろもろの事業改修に伴う事業費でございまして、一応今年度は、あれが県事業でございまして、今年度の平成27年度の事業内容といたしましては、中のほうの詳細設計に絡んだものでございまして、施設の調査を行いまして、今後どういうふうなものをかえていくのとか、事業費がどれだけかかるのだろうかといったのを、計画策定委託に伴う事業となります、今年度は。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、今、どういったところを改修していくのかっていう設計の段階だということ、何年先ぐらいまでを予定されているのか教えていただければと思います。

#### **成富光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長**

今年度、設計が終わりましたら、来年度から、実際に改修のほうを行いまして、表面的に見えないもので、事務所の中の主なものとしたしましては、水管理制御設備とか、それについては、基本的にはコンピューターというか、そういうふうなものの時間がたっております、更新を行うということと、あと放流バルブというものがございまして、大型のもので、それを解体組み立てとか行いまして、あと非常用のゲートの劣化部分の改修、並びに

電気設備の配線とか、そういったものも古くなってきておりますので、そういったものの整備を行うということで、今年度設計を行いまして、実施、あと工事につきましては、4年程度で終わるといふふうに聞いております。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

ちょっと私も無知なんであれなんですけども、例えばその、ああいう河内ダム全体の、市民の森を含めた、あの辺の一带の、いろいろ市民の方に、もっと利用していただけるような、そういったことは、この建設というか、この中には含まれていないということで、あくまでも今まで既存の分の改修っていうことでの理解でよろしいですね。確認でございます。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

言われるとおり、河内ダムの改修業務のみでございます。

#### **伊藤克也委員**

ありがとうございます。

それではもう一点、教えていただければと思いますが、同じ5ページで、農業研修施設ということで、電気代が不足で9万5,000円の補正が出ておりますが、すいません、どちらの場所になるのでしょうか。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

伊藤議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

滞在型農園施設につきましては、河内町のダムの湖畔にあります、とりごえ温泉栖の宿、今、指定管理制度で運営をお願いしてまるところになります。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

9万5,000円の補正ということで、電気代にしてはちょっと大きい数字なのかなというふうに、あくまでも個人的には思うんですが、どのような形で、電気代が、何か事業とか何か行うことによって、通常よりも多く利用することがあったとか、そういったことでよろしいのでしょうか。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

今回の電気代の不足分の計上につきましては、今ちょっと原因も含めて、調べ中ではございますけれども、秋場にちょっと電気代が上がっておりまして、恐らくポンプのほうの故障が原因かもしれませんで――の修理につきましては、現在、指定管理者のほうと協議を行っているところでございます。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

確かに指定管理ということで、委託されておりますので、しっかりと調査、原因を究明していただければというふうに思っております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

はい、そのほかにございませんか。いいですか。

はい、いいですか。

**齊藤正治委員**

4 ページの環境保全型農業の直接支払分ですけれども、有機農業のいわゆるその品目と面積の増加というので、どれだけの面積があるかということと、それから過去において、有機農業ずっとこうやって支援されてきたと思うんですけども、そういった品目について、推移ですね、それからずっと今日までふえてるのか、面積がですね。面積がふえてるのか、それとも、今はもう何年でやめられたとか、そういったことも恐らくあるのかなと思います、そういったのわかれば、お願いいたします。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

有機栽培に取り組まれている人は、現在2名で、以前から2名のままで、ふえることもなく減ることもなく、行っていただいております。

取り組みの内容といたしましては、野菜等の、同一圃場で品目を複数取り組んでおられるということで、肥料の軽減とか、そういうことで、要するに、有機農業の推進に取り組んでおられるということでございます。

以上です。

**林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

課長、すいません、若干ちょっと修正をさせていただきます。

取り組みの面積につきましては、昨年度にふやされた、取り組みの農業者の方がいらっしゃいますので、徐々にはでございますけれども、取り組みの面積はふえております。

今回の面積の複数回取り組むということにつきましては、1つの1筆の農地につきましては、春と秋とかに、それぞれ2回、作付をしたことによって、取り組み面積を2回カウントしていいということで、補正をお願いしているものでございます。

以上です。

**齊藤正治委員**

今、2名というような話があったんですけども、有機農業っていうのは大変一般の消費においては、好まれてるところでございまして、結構、集落営農にしてもそうですけども、有機農業として、実質的にはされていながら、この制度にのられてない人もあるのかなというような気もいたしますけども、そういった面について、この事業そのものの周知徹底が、どういった形でされてるのか、私もよくわからないんですけども、そういったことを、もっと積極的に普及されていければ、農業者も、大変、金銭的にも助かっていくのではなからうかというように思うわけでございますけども、その点についての考えを教えてくださいたいと思います。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

この環境保全型、農業直接支払交付金の取り組まれる方々に対する支援等につきましては、正直ちょっと年々ハードルも上がってきておりまして、昨年までは、個人の取り組みで支援を受けられるものでございましたが、今年度から、複数名、もしくは、数名で一緒に取り組んでる内容を求められておりますので、そういったところも含めて、支援を受けられる方については、周知を徹底してまいりたいと思います。

#### **齊藤正治委員**

農業者っていうのは、なかなか事務的なシステムっていうか、そういったのがなかなかわかりにくいところがあって、知ってても恐らく手続が面倒くさいとか、そういったことがあると思うんですけども、そういったところをもうちょっと、緩和って言ったらおかしいですけども、優しく日本語で教えていただいて、御指導をいただいて、できるだけこの制度が使えるようお願いをしたいと思います。

それからもう一つ、県営水利施設整備事業でございますけども、現在、鳥栖南部地区というところでございますけど、あとこの鳥栖市において、この県営水利の対象地区っていうのは、どれだけか、残ってるのかどうか。

#### **井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

県営水利施設整備事業の鳥栖南部地区についてでございますが、今、地区的には鳥栖南部地区だけでございまして、今、状況は、地区的には受益地区といたしましては、幸津、轟木、真木地区に、用水として事業を進める事業でございますが、今の段階では県道鳥栖中原線までが事業進んでおります。

それから上、幸津の新産業エリアの中を通過して、北に向かって、幸津町、轟木町、真木町に路線計画の予定でございます。

以上です。

#### **齊藤正治委員**

その3地区っていうのは、あれですけども、ほかの地区はもう既に完了しているのかどうか。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

もう一つの路線といたしまして、佐賀北部線というのがございました。同じく旭地区から分岐して、山浦、立石方面までいった北部線というのがございまして、そこはもう事業完了しております。鳥栖地区の総面積は415.7ヘクタールほどの受益地となっております。

以上です。

**齊藤正治委員**

パイプラインをしたところの、要するに、あとの農地の緩和等についての規制があるのかないのか。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

国、県、市の事業でございまして、当然あとの、例えば転用とかが出てきた場合は、その分の受益地の分だけを返還するような形になります。

以上です。

**齊藤正治委員**

農地の規制が非常に厳しいわけですので、そこら辺たいのいわゆるその鳥栖市全体の農地の将来的な、やっぱりここはしたほうがいいのか、ここはやめとった方がいいよって言うたらいかんですけども、そういったことをある程度枠組みを組みながら、こういう事業っていうのは、恐らくそういった規制が厳しく、だんだんだんだん厳しくなってくると思うんですけども、そういったところの仕分けを、もう少ししてから進めたほうがいいのではなかろうかと思っておりますけども、その点については、いかがでございませうか。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

言われるとおりでございまして、しっかりゾーニングとか、整備した地区については、内容を調査して、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**久保山日出男委員**

今の件に付随することですけども、恐らく全然わからない議員さんもおいでだと思うので、これまでの推計で、路線、図面があるはずですよ。終わった終了、北部のほうまで。それとこれから済むとするところ。それと幸津の20ヘクタールぐらいを片づけたときの、水路の路線。排水線っていうかな、その資料は、できるね。見せられることできるね。それを見て説明したほうが、委員さんにはわかると思いますが。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

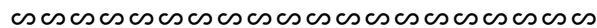
計画概要図がございますので、一応それをお配りした上で、図面の説明をさせていただければと思っております。

**江副康成委員長**

じゃあ図面の配付をお願いします。

じゃあすいません、事務の手続きのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 51 分休憩



午前 10 時 53 分開議

**江副康成委員長**

じゃあ再開いたします。

**井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長**

ただいまお手元に計画概要図をお配りいたしております。

取水口は、筑後川のほうからずっと上っていってもらって、ピンクのエリアがあると思えます、中心部にですね。そこに鳥栖南部線と左側の鳥栖北部線の2路線がございます。

今回の鳥栖南部線にいたしましては、三島地区から右に曲がって、北の方角へずっと上って、この赤の部分が現在終了している南部線でございます。その鉄道から、鹿児島線を右のほうに越えたところにブルーの四角い部分がございます。ここが鳥栖南部線の中継ポンプ場になります。

この中継ポンプ場から右に小さい点がずっと明示しておりますが、それを、新産業エリアの横を抜けて、ずっと北のほうに進みまして、半平橋御存じでしょうが、半平橋を横断して、幸津、轟木、真木地区にパイプラインが通る計画になっております。

ともう一つの路線といたしましては、左側に、高速道路のほうの赤線がずっと並行して走っておりますが、これが鳥栖北部線と申しまして、原古賀から山浦、立石方面の受益する用水として受益する地区の北部線でございます。これはもう数年前に完成しております。

ということで、説明等終わらせていただきます。

**江副康成委員長**

はい。いいですか。

はい、じゃあほかにもございませんか。

**久保山日出男委員**

補正予算の53ページの関連で、農業振興費の中ですよ……

**江副康成委員長**

何ページですか。今、何ページを見られて。

**久保山日出男委員**

資料、こりゃ資料になるかな。ごめんなさい、補正予算主要事項説明書のほうでもいいです。

**江副康成委員長**

の何ページですか。

**久保山日出男委員**

8ページになります。

**江副康成委員長**

8ページですね。

**久保山日出男委員**

はい。

**江副康成委員長**

主要事項の8ページ見てください。

**久保山日出男委員**

この件については、一般質問の中で、藤田議員さんのほうがあらかた御質問なさったので、いいかと思うんですか。この中で、田代西部ファーム、その中に何……、何地区っていうか、集落っていった方がいいのかな、入ってるか。

その集落の全体がどれだけの面積があって、それで基づいてのこのカウントだと。そして鳥栖市は、5割超えてるのか、超えてないのかわかりませんが、その辺のところで計算式はどうなるんだっていう、ある程度の説明までは、していただかんと、このパーセンテージだけじゃ、何のパーセンテージかわかりません。

だから、資料まで要らないけど、何集落あって、その相対面積、作付面積、耕作面積でいいです。そのうち貸し借りっていいですか、その中での割合がこうですよ。そうした場合はこうだと、受けて、借りて、貸して。その辺の説明ができればなど、ちょっとと思いますが。それくらい詳しくちょっと説明してもらったほうが、各委員はわかると思います。

それと、私も長う離れとっけども、この事業は何年から、申しわけないけど、私、わからないで、何年から始まるとるか、何年っちゅうことです。これに関しては、はい。それだけお願いします。



## 江副康成委員長

いいですか。

## 林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇

久保山副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の回答とちょっと順不同で申しわけございませんが、まず、いつから始まっているかということですが、平成 26 年度から、国のほうで制度化されてあります。

それで、集落、今回、田代西部ファームを対象にということで、各協力金のほうを上げさせていただいておりますけれども、そのもととなる面積につきまして、その地域につきまして御説明させていただきます。

地域につきましては、もともと田代西部集落営農組合が構成されてありました地域、町です。7 町区ございまして、河内町、神辺町、古賀町、萱方町、田代本町、柚比町、弥生が丘でございます。

もう一度申し上げます。河内町、神辺町、古賀町、萱方町、田代本町、柚比町、弥生が丘でございます。

今回、機構集積協力金の中の地域集積協力金の地域内の総面積につきましては、その地域内の農用地、農業振興地域、いわゆる調整区域内の田畑樹園地の総面積でございまして、約 125 ヘクタールとなっております。そのうち、農地中間管理機構を介して、田代西部ファームに転嫁された農地の面積といたしましては、46.8 ヘクタール、集積率約 40%となっております。

この割合で単価のほうとなりますと、2 割を超え 5 割以下の 1 反当たり、10 アール当たり 2 万円という積算に該当いたしますので、4,682 アール掛ける 2 万円、反当たりというところで、地域集積協力金の額が算出されてあるものでございます。

以上です。

## 江副康成委員長

よろしいですか。

## 久保山日出男委員

それから次のとが、経営転換の協力金を受けて。これは、受けてっていうのは、当然、田代西部ファーム、全体と、法人のほうに行くわけですかね、完全に。

## 林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇

経営転換協力金についての御質問にお答えさせていただきます。

こちらの経営転換協力金につきましては、対象といたしましては、個人さんに支援されるものでございます。この分につきましては、田代西部ファームの構成員の中で、今まで米、

麦、大豆を耕作している、全ての農地を農地中間管理機構に貸し付けることによって、経営転換を図った農地所有者、構成員ということになります。

ですので、米麦大豆を田代西部で営農をされるということで、個人ではされないという経営転換を図られたことによって、対象となる協力金となっております。

以上です。

#### **久保山日出男委員**

これを10年間、西部ファームのほうに預けるというわけですね。

預けて、預かったものを誰かが受けるわけね。その他。ファーム全体としては、受け入れにくいでしょうから。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

今の御質問にお答えさせていただきます。

農地の所有者につきましては、農地中間管理機構、佐賀県農業公社に10年間貸し付けますという制度なりまして、そこの農地中間管理機構から、今回手を挙げてあった、田代西部ファームに貸し付けをされるということです。

実際の耕作者につきましては、田代西部ファーム内の耕作者がされるということで聞き及んでおりますが、基本的には今まで耕作されてあった、自分のところは自分の農地、今まで借りて、農業耕作者が借りて耕作されてあった農地につきましては、引き続きその耕作者が耕作されるということをもっていうことでされてあるようです。

以上です。

#### **久保山日出男委員**

そしたら自分のつくった場合は、それはもう自分に幾らか返ってくるわけ、受け手として。1回、県に預けるから。そして自分のもん、それは人から借り受け、受けたのを合わせて自分がくる、自分のにもくるのかちゅうことです。

#### **江副康成委員長**

いいですか。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

御自分でつくられてあった分に対してのみ交付されるものでございます。

#### **江副康成委員長**

いいですか。

#### **久保山日出男委員**

じゃあ、とにかく全員預けたとしますよ、県のほうに、中央機構のほうに。それで借りて、それから自分だけでつくったら自分がもらう、そして、ほかの人は。なら、受けた人はもら

わないの、誰も。今の言い方じゃ、自分の分だけもらうとか。それプラス受け手ももらえるわけやないですか、違いますか。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

こちらは農業の経営転換を図った農業者に対してということですので、今まで耕作を預けられてあった方にはもう農業はされてありませんので、対象にはなりません。あくまでも自作で、今回の場合は米、麦、大豆をつくってあった方が、その部分につきましては、法人のほうで取り組みますので、そういった経営転換を図られたということで、協力金が出るものとなっております。大変ちょっと申しわけございません。

#### **久保山日出男委員**

何かえらい、私、だんだんど素人になってきました、すいません。

わからないねえ。預けとって、自分がしよったもんを、一応県に10年間は農業を守りますよっちゅう意味での、だけの問題、これは、助成金は。

人から預かっていたものは。例えば、私が1町しか持たないのに、1町預かって2町つくりよったと、今まで、平成25年度以前ね。そうした場合、2町、機構に預けるわけやろ、要するに、県のほうに。自分の分と預かって耕作しよった分、単純にたい。(発言する者あり)そして、これにまた受けるわけでしょうが、自分の分と今まだ預けよった分。その預かりよった分のはもう全然こないの。

#### **江副康成委員長**

じゃあいいですか。今、質問ですかね、今の。

#### **久保山日出男委員**

もちろん。聞いてるんですよ。

#### **江副康成委員長**

じゃあ答弁いいですか。

#### **林 康司農林課農政係長兼商工振興課企業立地係長待遇**

先ほど繰り返し……、自作についての経営転換分での協力金でございますので、預かって耕作された面積につきましては、カウントされないものとなっております。

#### **久保山日出男委員**

じゃあ素人流に言います。

総面積は出したでしょうが。この地域の面積を。この分の中で、全部耕作してる人は総面積持っていないわけね。3分の1しかないかもしれないでしょ。それと借地、利用権設定をした、買い付けしよる分。この面積もこれ入ってるわけでしょうもん。

そして、自分の分だけしかこないっちゅうと、何か農地を守ろうとする意味には何もなら

ないと、よく国がくれるなど思っています。

**江副康成委員長**

いいですか答弁。1回ちょっと、休憩入れてから答弁しましょうか、トイレもあるけんが。じゃあ暫時休憩します。

**午前 11 時 8 分休憩**

oo

**午前 11 時 18 分開議**

**江副康成委員長**

じゃあ再開します。

**久保山日出男委員**

休憩までとっていただきまして、ありがとうございます。

私の行き違いという面もありました。これにつきましては、要するに、今まで耕作されて、商ってこられた方たちに、10年間の期間を与えて、自分の持ち分に対する耕作分については、受け手ということで、この割合の中で、50割を切ってます、40%ですので、反アール2万円がいくということになりました。

ありがとうございます。

**江副康成委員長**

はい、ほかに。

〔発言する者なし〕

ないようですね。それでは、農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

**午前 11 時 18 分休憩**

oo

**午前 11 時 20 分開議**

江副康成委員長

再開いたします。



商工振興課

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

江副康成委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

おはようございます。

それでは、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）中、商工振興課分について御説明をいたします。

資料は 8 ページをお願いいたします。

歳入ございませんので、歳出のみの御説明といたします。

まず款 7. 商工費、項 1. 商工費、目 1. 商工総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までの合計 136 万 6,000 円の減額につきましては、産業経済部長及び商工振興課職員、合計 11 名分の給与等の経費でございまして、人事異動に伴う減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

目 2. 商工業振興費、節 9. 旅費 29 万 2,000 円の補正につきましては、今後の企業誘致に伴う旅費が不足するため補正するものでございます。

節 28. 繰出金 35 万 1,000 円、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、のちほど特別会計補正予算にて御説明をさせていただきます。

次に、目 3. 観光費、節 19. 負担金補助及び交付金、コンベンション等開催補助金 25 万円につきましては、市内でのコンベンション等開催により、市内における宿泊客の誘致及び交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に資するため、市内宿泊所に宿泊した人数に応じて補助する制度に伴うものでございます。

今後、市内でのコンベンション等の開催が増加することが見込まれておりまして、今回不足分について、増額補正するものでございます。

なお、現時点で5件が開催されております。125万円を補助交付してるところでございます。今後、3件から4件の開催見込みでございまして、今後50万円ほどを補助する見込みとなっております。

以上説明を終わります。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかございませんか。

#### **飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

すいません、ちょっと内容がわからないので教えてください。

コンベンション等の開催補助金の人数により補助をするって、この人数のところを教えてくださいでもいいのでしょうか。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

これは市内宿泊者に対する補助でございますけれども、まず50人以上から100人未満が5万円の補助でございます。

それから100人以上から200人未満が10万円。以降、100人以上ふえていくごとに10万円ずつ増額となりまして、500人以上が50万円を限度額ということになっております。

以上でございます。

#### **飛松妙子委員**

ありがとうございます。

すいません、それ1カ月の人数でよかったですでしょうか。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

コンベンション等を開催した折に、市内の宿泊所に泊まれた方々に対する補助でございますので、1イベントで、例えば1泊2日とか2泊3日されるケースもございますけれども、それを延べ宿泊数で人数と計算して、補助交付をいたしております。

以上でございます。

#### **江副康成委員長**

はい。ほかに。

[発言する者なし]

それでは本案に対する質疑を終わります。

議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

それでは、議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新産業集積エリア整備事業に伴い、用地取得に関する地元調整のめどがつかまりましたことから、特に用地取得費に要する経費について計上いたしております。

今回の補正予算の説明の前に、今回の補正予算を含め、今後の予算計上について新産業集積エリア整備事業の概要及び今後のスケジュール等が大きく関連してまいりますので、今からすいません、資料をお配りいたしますので、それに基づいてまず御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

はい、じゃあ資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

佐藤道夫商工振興課長

それでは、今、お手元に配付いたしましたパワーポイントの資料をまず使いまして、御説明をさせていただきます。

1 ページを、すいません、開いていただきたいと思います。

まず事業概要について御説明いたします。

場所につきましては、御承知かと思いますが、鳥栖市の南西部で、鳥栖市幸津町及び儀徳町の一部でございます。あさひ新町の東側で、県道中原鳥栖線と安良川に囲まれた約 28 ヘクタールを、企業誘致の受け皿となる産業団地として整備するものでございます。

目的については、雇用創出や経済効果の大きな大規模企業や特定業種をこの 1 ページの右下のほうに書いておりますけれども、そういった特定業種の立地可能な産業団地を造成するものでございます。

整備方式につきましては、佐賀県と鳥栖市による共同整備方式でございます。

これについては、右側のほうに書いておりますけれども、県、市の役割分担を定めまして、平成 20 年度から、県が基本設計、環境調査、国との農林調整などを実施いたしまして、平成 24 年度から鳥栖市で地元調整、実施設計等を実施してきたところでございます。

御承知のとおり、開発区域の大半が農地でございますことから、ここ数年は、用地取得に関する地元調整を主に行なってまいりまして、本年 10 月末に農地買収に関する単価について、地権者全員の合意を得られたところでございます。

現在、事業着手に必要な施行同意書の取得に努めておりまして、約 96%の取得率となっているところでございます。

後ほど経緯については改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

総事業費につきましては、平成 25 年度に実施をいたしました実施設計によりまして、工事費用と用地取得費等を合わせまして、約 72 億円と算定をいたしております。

土地利用計画については、後ほど詳しく御説明いたしますけれども、開発面積につきましては 27.93 ヘクタール、分譲面積が、現在のところ 21.61 ヘクタールと予定をいたしております。

誘致対象業種につきましては、雇用効果や税収効果の高い製造業等としております。

工事期間につきましては、約 5 年程度と見込んでおり、分譲予定地の造成工事の期間を 3 年から 4 年程度と見込んでおります。

開発手法につきましては、記載の農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法と呼んでおりますけれども、農工法と都市計画法に基づく地区計画により行うものとしております。

2 ページをお願いいたします。

土地利用計画図案でございます。右側のほうに土地利用計画の区分というところで、公共用地、民有地と分けておりますので、合わせてごらんいただければと思います。

先ほど御説明いたしましたように、開発面積は 27.93 ヘクタールで分譲面積が 21.61 ヘクタールとしておりますけれども、すいません、ここに赤線、破線を打っておりますけれども、基本的には 1 区画を分譲するというのを大原則といたしておりますけれども、今後の社会情勢、経済情勢にもよりますけれども、1 企業に、やっぱりこの 1 区画まとめて分譲するのは非常に困難かとも想定されますので、進出企業の意向に応じまして、ここに書いております 4 区画に分けて、分譲が対応可能な造成計画を立てておるところでございます。

真ん中に赤い破線で、南北に設けておりますのが、区画道路を入れまして、幅員約 16 メーターでございまして、この区画道路を南北に設けることで、この区画、1、2、3、4 といった形で、区画を分譲していきたいというふうに考えております。



次に公園につきまして御説明申し上げます。公園につきましては、団地に2カ所配置することといたしております。ちょうど濃い緑色になりますけれども、東側が公園2で8,900平米、西側が公園1で5,200平米の公園を設置することといたしております。

それから薄い緑色でございますけれども、緩衝帯緑地というところでございますけれども、安良川沿線を除いた部分に幅員20メートルで設置をすることとしております。この20メートルにつきましては、県の開発基準に基づいて設定をいたしております。

調整池でございます。調整池につきましては右の、東側のほうでございますけれども1カ所、約1万7,662平米の調整池を確保いたしております。この調整池の機能につきましては、雨天時に団地内の雨水を一時的に貯留いたしまして、周辺地域に水害が及ぼさないようにする施設となっております。広さといたしましては、縦が約150メートル、横が100メートル、深さで約1.7メートルとなっております。

それから外周には水路、あるいはその緩衝帯緑地等を管理いたします管理用道路として、幅員約4メートルを設置することといたしております。ちょうど赤い色になります。この部分が管理用道路でございます。延長が1.3キロメートルとなっております。

また、そのほかにインフラ整備として、上下水道並びに県の工業用水道を完備することといたしております。

それから、現在、県道中原鳥栖線整備事業が実施されておまして、鳥南橋の架けかえが実施されております。現地視察をしていただく予定でございますけれども、昨年、安良川の左岸側、下流に向かって左側が左岸側になりますけれども、橋脚と橋台部が工事が終了しておまして、本年度、右岸側の橋脚下部工が完了する予定となっております。

また、新年度、平成28年度に入りまして、上部工として橋桁の据付工事が完了する予定となっております。この事業に合わせまして、鳥南橋から下野の交差点、下野の交差点というのは、この団地とあさひ新町の、この図面でいいますと左側の交差点部でございますけれども、ここまでが用地取得が佐賀県のほうで行われることになっております。この用地取得に合わせて道路整備工事が随時進んでいく予定となっております。

では、次のページをお願いいたします。

これまでの主な経緯でございます。

まず平成19年度に、県のほうで新産業集積エリア整備のスキームが変更されております。御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、平成18年度に、県のほうで鳥栖市のこの場所を開発するという話が浮上いたしましたけれども、その後、県と市の共同整備方式ということで、スキームが変更されております。県内を5カ所整備するというので、変わっております。

それを受けまして、平成 20 年度に鳥栖のほうも、この共同整備事業方式で実施をするということで手を挙げまして、まず地権者のほうから、この事業に対する同意についてを取得をさせていただいております。

この取得を受けまして、県のほうから、この鳥栖市の新産業集積エリア整備地としての決定を受けております。これを受けまして、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、環境調査が実施をされております。

また、平成 21 年度、22 年度にかけて、地質調査、基本設計の実施、それから農林調整の開始がされております。農林調整につきましては、九州農政局との協議を進めてまいりましたけれども、平成 25 年度にめどがついたところでございます。

4 ページをお願いいたします。

今、申し上げました農林調整に多大な時間を要しましたけれども、平成 24 年度の秋ぐらいに、おおよそのめどがついたということから、鳥栖市のほうで地元調整を開始をいたしました。合わせて、用地取得のための不動産鑑定評価、物件等の補償調査を実施をいたしております。

翌年度、平成 25 年度には実施設計を終えまして、地権者会の設立をしております。地権者会の設立につきましては、地権者が約 200 名ほどいらっしゃいますので、その一人一人を交渉するのは非常に大変だということもありまして、集団交渉行えるように、地権者会の設立をお願いしたところでございます。

地権者会との交渉を経まして、平成 26 年度に農地の基本単価の提示をさせていただいております。その後、時間を要しましたけれども、約 1 年ほどかけて、地権者会での単価に対する合意形成を図っていただきまして、本年度の 10 月 10 日に、基本単価の再提示を行いまして、基本的な合意をいただいたというところでございます。

これを受けまして、事業着手に伴う施行同意書の取得を開始して、現在、すいません、ペーパーには 95 と書いておりますけど、現時点では 96% になっているところでございます。

それでは次の 5 ページをお願いいたします。

ここには、今後の全体スケジュール案について記載をいたしております。先ほど御説明いたしましたとおり、農地の買収基本単価について地権者全員から同意を受けまして、施行同意を取得しております。96% を超えましたことから、今回、補正予算案において用地取得に伴う経費を計上させていただいており、また、地区計画の策定のための法手続を行っております。合わせまして、開発許可に向けた協議を佐賀県と実施をしております、開発許可申請並びに農地転用許可申請等の協議を行っております。

開発許可と農地転用の許可につきましては、基本的には同時に許可されることとなっております。

りまして、平成 28 年 6 月ごろをめどに許可をいただきたいと考えてるところでございます。

この後、工事契約の経手を経て、夏以降に工事に着手し、平成 30 年度をめどに工事を竣工したいというふうに考えております。

なお、造成工事の進捗具合にもよりますけれども、竣工前に一部分譲ができるように努めてまいりたいとも考えております。

また、今、御説明いたしましたように、用地の取得が 5 月以降ということもございまして、ことし植えております麦の収穫、来年の 5 月、6 月に収穫かと思えますけれども、そこまでは可能ということで、地権者並びに耕作者へ御案内してるところでもございます。

それでは 6 ページをお願いいたします。

今後の具体的なスケジュールでございますけれども、まず予算関係について御説明申し上げます。

今議会では、主に用地取得に要する経費 14 億円を計上させていただいており、この経費につきましては、開発区域の約 7 割、主に農地の取得に要する経費を計上いたしております。残り 3 割分につきましては、県道に隣接する土地の取得に要する経費でございますので、平成 28 年 3 月の当初予算として計上する予定といたしております。

この用地取得費の予算について、2 回に分けて計上する理由につきましては、先ほど御説明いたしました県道中原鳥栖線の整備事業による買収が入っておりますので、県のほうで、平成 28 年度から、新年度から県のほうが新産業集積エリアと隣接する用地を取得されますので、その用地取得後に本市が買収することができるからでございます。

用地取得に関する流れにつきましては、用地取得関連の予算を今議会、議決をいただきまして、その後、年明けの 2 月ごろに対象地権者と仮契約を行うことといたしております。

その後、2,000 万円以上の財産取得となりますことから、市議会での議決事項に当たるため、今のところ、3 月議会に上程し、議決をいただきたいと考えております。

この議決後をもって、仮契約が本契約となりますので、4 月以降に所有権移転登記を行いまして、移転完了後に地権者に対し用地費等の支払いという流れになっております。

この用地取得に関する全ての期間が大体半年ということになりますので、今回、補正予算、計上いたしておりますけれども、繰越明許費として、限度額を 14 億円と設定させていただいております。

また、今 12 月の補正予算においては、委託料として物品等、補償調査、補償調査再算定業務委託料と、土砂搬入量詳細設計等業務委託料を計上することといたしておりますので、これは後ほど、議案の中で御説明をさせていただきたいと考えております。

次に、平成 28 年 3 月議会での予算計上といたしましては、先ほど御説明いたしましたよう

に、残りの用地取得費と夏以降に工事着手するための工事請負費を計上を予定いたしております。合わせまして、本年度内に文化財確認調査を行うことといたしております。

そのほか法的手続として、地区計画や開発許可制等の、ここに記載している内容について進めていくこととしております。

最後の7ページをお願いいたします。

平成28年度以降のスケジュールでございますけれども、平成28年度の夏以降の工事着手予定でございますが、入札等の工事契約の手続を行いまして——これは予定でございます——工事費につきましても議決事項でございますので、議決後に工事着手といたしております。

また、平成28年度の主な工事内容でございますけれども、ここに記載しておりますけれども、まず準備工を行いまして、それから防災工、整地工と進んでいく予定となっております。合わせて青色で記載しておりますけれども、県道整備による用地買収に応じて、残りの用地取得を行うこととしております。

最後でございますけれども、平成29年度から32年までのスケジュールとしましては、造成工事を中心でございますが、主に、整地工でございます。先ほど御説明したように整地工に約3年ないし4年かかると見込んでおります。その他竣工時期に合わせまして、道路工、排水工、公園緑地等を行うことといたしております。

それから分譲時期につきましては、工事竣工の時期を見計らいながら、できるだけ早い時期になるように努めていきたいと考えております。

以上、事業概要、今後のスケジュール等の説明とさせていただきます。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手……。

(「まだ続きが」と呼ぶ者あり) ごめんなさい、すいません。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

すいません、それでは、補正予算の説明資料の10ページをお願いいたします。

#### **江副康成委員長**

引き続きお願いします。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

改めまして、平成27年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新産業集積エリア整備事業に伴います地元調整の進捗に伴い、主に用地取得等の経費の計上でございますが、歳入歳出とも13億9,950万1,000円の計上をお願いしてるところでございます。

まず歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

款 1. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 事業費県負担金、節 1. 事業費県負担金 35 万円につきましては、今回の事業に伴う県の負担金でございます。

款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金 35 万 1,000 円でございます。

款 1. 市債、項 1. 市債、目 1. 工業用地等造成事業債、節 1. 工業用地等造成事業債 13 億 9,880 万円につきましては、本事業に伴う市債でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出について御説明を申し上げます。

款 1. 事業費、項 1. 事業費、目 1. 新産業集積エリア整備事業費、節 9. 旅費 100 万円につきましては、用地取得に伴う地権者等の交渉に要する旅費でございます。

節 11. 需用費 70 万 1,000 円で、そのうち消耗品費 65 万 1,000 円は、用地売買契約書に貼付する収入印紙代となっております。

節 12. 役務費 90 万 4,000 円で、そのうち手数料 87 万円は開発許可申請の手数料でございます。

節 13. 委託料 875 万 9,000 円でございますけれども、委託の料でございます、物件等補償調査再算定業務委託料 335 万 9,000 円、土砂搬入路詳細設計等業務委託料 540 万円をお願いをいたしております。

物件等補償調査算定業務委託料につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、平成 24 年度に、用地取得に伴い、地上に定着した、家屋や構築物等の移転費用について、調査をし算定をしておりましたけれども、相当の時間を要しているため、物件等の移転費用の再算定を行うための経費でございます。

また、土砂搬入路詳細設計等業務委託料につきましては、開発区域に隣接する安良川両岸の堤防道路を活用し、団地北側から土砂を搬入するルートについて確保を行うため、調査設計を行うものでございます。

もう 1 枚、別紙で資料をお手元に配付をさせていただいてと思いますが、当初、本事業の造成に伴う土砂の搬入ルートにつきましては、開発区域に隣接する県道中原鳥栖線を利用いたしまして、江島、儀徳町の方面から進入し、団地南側のちょうど中央になりますけれども、出入口として搬入するルートとしておりました。今回、団地北側からも、土砂を搬入できるルートを追加し、2 ルートとするものでございます。

追加する具体的なルートにつきましては、ここに記載しておりますけれども、赤い線が入っておりますけれども、安良川の東側、鳥南橋を利用しないルートでございます、県道 17 号線、

県道中原鳥栖線が交差する真木町交差点方向から進入するというルートでございまして、鳥栖市の浄化センター付近からですね、ここに記載しております赤い、安良川の左岸側の堤防道路に進入いたしまして、安良川の左岸を北上し、上流にございます半平橋というのがありますので、こちらを利用し、安良川の右岸側に渡りまして、右岸側から団地北側へ搬入するルートでございます。そのため、運搬車両が走行するものですから、安良川の現況調査を行いまして、運搬車両が走行できるよう改良するための設計を行うものでございます。

なお、工事用の車両ルートの設定の条件でございますけども、まずは市街地の生活道路を使用しないこと、それから主要幹線である県道中原鳥栖線を利用すること。それと団地に隣接いたします鳥南橋が、ここは15トン以上のダンプカーが通れませんので、まず、この鳥南橋を使わないルートということを経験といたしまして、設定してるところでございます。

今回、ルートを2つにした理由といたしましては、搬入ルートを分散することで、交通渋滞の緩和、あるいは2ルートございますので、大量の土砂を搬入できるということで、造成工事の期間が短くできると。また、当初の西側からのルートのみであれば、県道中原鳥栖線で万が一、不通になった場合に、周辺に大型車が迂回できるルートが、確保が困難がありますので、その工事進捗に支障を来さないということによるものでございます。

それではすいません、次のページをお願いいたします。元に戻っていただきまして、予算資料の12ページでございしますが、説明いたします。

節17. 公有財産購入費13億5,480万7,000円につきましては、用地取得に要する経費でございまして、先ほど御説明いたしましたように、開発面積の7割を取得する予定でございします。

それから、節22. 補償補填及び補償金3,270万円は、今回の用地取得に伴う家屋や構築物等の物件に要する補償費でございまして、なお、この物件移転補償費につきましても、用地取得と同様の考え方に基きまして、2カ年度以上に分けて予算を計上させていただくことといたしております。

次に、款2. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金、節23. 償還金利子及び割引料63万円につきましては、今回の新産業集積エリア整備事業に伴います一時借入金に対する利子の償還金でございまして、

最後に、今回補正計上いたしました款1. 事業費、項1. 事業費につきましては、用地取得の時期が、平成28年度に繰り越すことが、先ほど御説明しましたとおり、確定いたしておりますので、ここに記載の14億円について、繰越明許費として設定させていただいております。

以上、説明を終わります。

### 江副康成委員長

はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

### 藤田昌隆委員

まず地権者会での単価等の合意形成で、再提示、これは単価は幾らから幾らに上げたわけ。それが一つ。

それと、この土砂搬入路で、今、真木町のバイパスのほうから一番右側から上に上がってってことですが、これは川の土手の上を走るんですよね。で、その土手に一番右側の矢印のところまでは、今ある道路使って上に上がっていくのか。

この2つをちょっとお伺いします。

### 佐藤道夫商工振興課長

単価につきましては、まず、反600万円、平米当たり6,000円ということで御提示をまずさせていただきました。この委員会においても、単価に対する同意状況については御説明をしておりましたけれども、最終的には若干名ということでございましたけれども、なかなか、その方たちの同意が得られなかったということもありまして、また、地権者会から、1年ほど、この単価に対する地権者からの同意の時間がかかりすぎたということもありまして、地権者会から、1割増し上げてくださいという要望書が出されております。それを受けまして、内部で協議いたしまして、1割増ということで6,600円、反当り660万円で提示をさせていただいております。

それから搬入路でございます。搬入路につきましては、いわゆる処理場線を通るかしらないかという御質問かと思っておりますけれども、基本的には、処理場線については大型車両が通行できませんので、基本的には、県道中原鳥栖線からこの赤いルートに入っていく場合については、民地を借り上げて仮設道路をつくった上で、この安良川の傾斜路がございます。この赤い線のところですね。その傾斜路を上がって、安良川の堤防道路に進入していくということ考えているところでございます。

### 藤田昌隆委員

これ、新産業集積エリアだけの問題じゃないんですよね、この道路は。今後、焼却炉、すぐ近くにできますよね。それで、時期的には三、四年のずれがあるみたいなんです、かぶるんですよね、ある程度、その大型道路。

要するに、焼却炉を建設するときの大型ダンプとか入ってきたり、今度、集積エリアも。その辺のことも考えないと、道路の問題っちゃうが、これはパンクしますよ、ここは。

ということで、前も言ったように、横との連携をとりながら、これは新産業集積エリア、

道路に関しては、そこだけじゃないんですよ。これと、また、今言った焼却炉。これが非常にかぶるところが出てくるんで、その辺の修正というか、仮設道路をつくるにしても、ある程度大きくしとかなないと、これ、とんでもないことになるような気がするし。

あと一つは、安良川の一番右側の、これ、いつもかなり農道を車がガンガン走ってるんですよ。鳥南橋を通らなくても、今、非常に混雑してるのに、これに、この右側の土手下を、今までどおりするんやったら、仮設道路も市内に入っていく車のことも考えないと、これ、とてもじゃないけど、これ大渋滞を起こすし、また、大事故も非常に起きるような気がするんですけどね。

それで、また、出るときも、これ農道関係も走って来るのかな、走らない……。右側から入って、エリアの中に泥を置いて、それで逃げ道は。入れるのはわかりましたが、逃げ道はどんなふうになるんですかね、これ。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

今、赤い線は搬入路で、土砂を団地内に置いた後は、県道中原鳥栖線から基本的には左折で、基本的には大型車両については、県道中原鳥栖線を利用するというところでございますので、また、その一旦戻るルートではダンプカーは往来できませんので、はい、基本的には県道中原鳥栖線のほうから、団地の南側から左折で出て行くというルートを考えております。

#### **藤田昌隆委員**

ということは、陸橋っちゅうか、あの下をくぐって行くわけですか。また、元に戻る、鳥南橋を通る。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

県道中原鳥栖線は東のほうに、団地のほうから左折で、だから、おっしゃってるのは、J Rの鹿児島本線というふうに、聞こえたと、「両方じゃなくて、片一方だけ」と呼ぶ者あり）はい。基本的には、左折で、右折するとどうしても渋滞を招きますので、基本的な左折で入って左折で出て行くということで考えております。

ですので、東側のほう、鳥南橋を渡って。土砂を、現場に置いたあとの空のダンプであれば、鳥南橋は通行できますので、鳥南橋のほうに向かって出て行くというルートでございます。

#### **藤田昌隆委員**

あれ、鳥南橋の新しい橋は4車線になるわけ。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

2車線でございます。

以上です。



**藤田昌隆委員**

いや、2車線やったら……。本当はこの鳥南橋付近の渋滞緩和もある程度目的にしないと、今でもぎりぎりいっぱいでしょうが。

そういう中で、これは大型ダンプが帰りに通って行く、それこそ大渋滞っていうか、非常にまた危険な橋になるような気がするんですよね、このエリアはね。その辺はどう考えてます。

**佐藤道夫商工振興課長**

そうですね、鳥南橋が架けかえるのが、先ほど説明しましたように、恐らく平成29年度には完成してるだろうというふうには思われます。で、平成28年、29年度までについては、まだ古い鳥南橋を通りますので、おっしゃられるとおり鳥南橋が非常に狭いので、ここはガードマン等を配置しながら、適切に対応していくという方法をとっていきたいと考えております。

**江副康成委員長**

よろしいですか。

**藤田昌隆委員**

ちょっとえらい不安ですよ。なんか、今後……。今、計画されてる、例えば県道中原鳥栖線においても、これも4車線とかじゃなくて2車線の予定でしょうから、それ考えたら、将来のあれ考えたら、果たして2車線でいいのかな。焼却炉でまた広域化になれば、神埼とかあの辺まで来たりするわけですからね。

ですから、少しこれ、再検討の余地があるような気がするんですけど。道路に関してはですよ、道路も含めてね。

**江副康成委員長**

いいですか。

**佐藤道夫商工振興課長**

原則、今のところ、県道中原鳥栖線しか主要幹線道路として使用できませんので、御指摘いただいた交通渋滞につきましては、当然、我々は現地を見ておりまして、特に朝方の8時半までが非常に渋滞をしているというところで確認をいたしておりますし、基本的には、この時間帯については、児童生徒さんの通学時間でもありますので、この時間はまず通行しないと、9時ぐらいから入っていくということをしております。

そういったことで、交通渋滞を招かないように、2ルートを確保したということもございまして、さっきも言ったように、できるだけ交通渋滞を招かないようなオペレーションといたしまししょうか、車の運行に努めていきたいというところがございます。

以上でございます。

**江副康成委員長**

はい、じゃあよかですね。

はい、じゃあ質疑も残っておりますけども、昼食のため暫時休憩いたします。

**午後0時3分休憩**



**午後1時6分開議**

**江副康成委員長**

再開します。

午前中に引き続き質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

**伊藤克也委員**

すいません、ありがとうございます。

土地利用計画について、その公園についてなんですけど、恐らく全体説明会の折に、地元の方たちと御意見をいただきながらということだったと思うんですが、恐らく今後、具体的なそういった話が出てくるものというふうに思いますが、基本的に考え方としては、あくまでもやっぱり地元の方の御意見をいただいた後に、市のほうから御提案をするっていう形になるものなのか、それともある程度、市としてこういった形の利用計画を思っているんだけど、土地……、近辺の方にこういった方向で考えているが、意見をくださいよという感じでやっていかれるのか、まずどちらのほうなんでしょう。

**佐藤道夫商工振興課長**

公園については、現時点では、本当に具体的な案は持っておりませんが、基本的に地元と協議しながら、公園を整備していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ありがとうございます。

あくまでも地元の方たちと協議をしながら進められていくということで、公園の形っていうか、形態というか、そういったのが、どういったところまで範囲というか、幅を広げられ

るのでしょうか。

**佐藤道夫商工振興課長**

基本的には、まずここがあさひ新町に隣接してますし、旭地区でございますので、旭地区のほうをまず区長さん、区長会通じてお示しをして議論していきたいなと思ってます。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

ごめんなさい、ちょっと私の聞き方が悪かったんですが、公園の形態ですね。もう緑地化して、例えば遊具を置くような公園、一般的な公園という考えのもとに意見をいただくのか、それとも、例えば、スポーツ施設ができるような形での公園といった、その幅ですね。公園の幅ってというのはどのようにお考えなんでしょう。

**佐藤道夫商工振興課長**

公園については、今ありました遊具関係が1つの案としてはあるかなと思っております。

あと、紹介しました調整池がかなり広い面積を有しておりますので、この部分をサッカーとか野球とかに活用できればいいのではないかなというふうには思っておりますので、そのまず調整池の利用の仕方、形態をまず確実に押さえて、当然そういった公園形態になれば、駐車場の確保も当然必要になってきますので、公園をどういうふうにそういう整備していくかが深くかかわるかなと思っておりますので、今後の課題ではございますけども、そういった方向で進めていきたいと考えております。

**伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

調整池はじゃあ今後、縮小というか、地元の方との意見、協議を進めながら調整池の縮小もあり得るということですよ。

**佐藤道夫商工振興課長**

調整池についてはもうこの、今お示ししている面積、雨量をためる貯水量は決定しておりますので、これが大きくなるとか小さくなるということはまずあり得ません。

はい、この広さを確保して申請する予定にしておりますから、100 掛け 150 の有効面積があるということで、先ほど申しあげましたようにサッカーとか野球とか、ほかのスポーツにも使えると。ただし、雨が降ると水がたまりますから、そこら辺をどう使っていくのかが今後の協議をしていくものとして考えています。

以上です。

**伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

先ほど藤田委員のほうから、道路に関する中で、あそこの地区に今後、焼却施設も建設を予定ということで、そのあたりも恐らく何かしらそれ以外の、地元の方とか市民の方に喜んでいただけるような施設っていうのも、今後検討されるというふうに思うんですが、そのあたりの整合性っていうか、意見を合わせて、重ね技でいかれるのか、それとも単独単独で計画を予定していかれるのかっていうところはいかがでしょう。

**佐藤道夫商工振興課長**

公園の利用の仕方ということですね。はい、その辺については、今川グラウンドも、今回、ごみ処理場の建設にあたって、なくなりますので、そこは市全体としてどういう形で調整池を活用していくかっていうのは協議が必要かなと、協議していくこととしております。

**伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

重複するっていうことはもちろんあり得ないでしょうが、幅広く市民の方に喜んでいただけるようなことで調整を続けていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

**江副康成委員長**

ほかに。

**齊藤正治委員**

まずこの埋め立て用の盛土の土ですね。土はこれはどこからかもう予定されてるところがある……。

**佐藤道夫商工振興課長**

今、設計段階でございますけれども、土砂につきましては、基本的には購入土ということで、今は積算をしております。できれば、できればといいましょうか、今現在、県内、あと福岡県側の久留米土木事務所管内とか、そういったところに公共残土、民間による残土等を流用できないかということで、お願いをしているところでございまして、具体的にはどこから土砂を確保するというのは、まだ決定してない状況でございます。

**齊藤正治委員**

検討に入れていただきたいのは、いわゆるこういう持ってくる土はかなりの量があると思うんですけども、例えば、江島、旭地区の全体でごみ処理の要望をしとったところですね。

ごみ処理の要望しとったのは、ごみ処理施設そのものは迷惑施設ですので、そんなに歓迎するわけじゃないんですけども、それとともにその周辺環境整備をしていただくように、いかに江島町知ってるか、御存じかどうかはわかりませんが、そういったところの、

こういったときにこそ予算を使って、そして、その予算である程度土を山から取ってきて、それで整備をしていって、そのあと残った、平らになった土地を、例えば、工業団地にまた分譲するとか、例えば、市のスポーツ施設をつくるとか、公園をつくるとか、そういういろんな、今、鳥栖市内で土地が足りない足りないと言いながら、そういうふうな政策的なやり方じゃないんですね、この買い取りとかもらうっていうのは。

売買単価を見ましても、一応やっぱり10万円以上というような話ですので、決して安い土地の売買じゃないわけですね。そういったことからすれば、やっぱりそういうふうに土地を、土を取って、そしてそのあとの利用まで含めたところ、そういったことを考えながら、やっぱりこういったものは整備していったほうがいいと思いますけども、その点についてはどのようにお考え……。

#### **佐藤道夫商工振興課長**

今、御指摘いただいたとおりでございます、我々も市内近郊で、そういった土砂が確保できるように努めていきたいというふうには考えておりますので、現在、市内周辺を、そういった土砂が確保できないかという候補地を検討しているところでございます。

以上です。

#### **齊藤正治委員**

ぜひね、せっかくこの8年も9年もかけて、ようやくでき上がる事業でありますので、そういったやっぱり政策的な土地の土の買い方、そういうことを考えて、ぜひやってほしいというように思います。

ともう1点は、いわゆる先ほどから運搬路の話も出ておりますけども、交通渋滞の話も出ておりますけども、いわゆるここに来るまでのこの4区画が、4区画というよりも、この全部が売れた場合の、交通渋滞を考えたときに、今、整備されてるのは、中原鳥栖線が整備されているということであろうかと思っておりますけども、それで消化できないわけですね。

現在でもやはり、長門石方面、久留米方面、市外の人とかが入ってくる車が大変多くて、やっぱりもう数珠つなぎみたいになってる状況で、例えここが、中原鳥栖線が4車線になるわけじゃなくて、今までどおりの幅の2車線しかないということからすれば、中原鳥栖線が整備されても一向に渋滞解消にはならない。

ましてやこの農地の中を、農道をね、どんどんどんスピードを無制限で走ってくる、そういう車がたくさんおるわけですね。そういったことも含めて、今後のこの新産業に対する道路計画は、市としてはどのように考えておられるかを。

#### **詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長**

午前中からの藤田委員からの御指摘等も道路政策についてという意味で、齊藤委員からも

同じような指摘だということでも理解をいたしました。

今、中原鳥栖線の関係についてでございますけれども、平成8年から高田町交差点から2車線で計画され、鳥南橋の架けかえまでようやくたどり着いたというふうな認識を持っております。

さっき、9月からの建設経済常任委員会の中での、建設課の中の勉強会というのがあった中で、市内全体の道路計画について、どのように考えておるのかという勉強会みたいなことも開催させていただいておるところでございます。

今、本市のいってる課題といたしまして、鳥栖駅周辺関係のまちづくりの関係、処理場施設の関係での真木町の建設候補地の決定等と、今後新産業集積エリア等がくれば、確かに現在の中原鳥栖線、平成8年からの事業着手ということですから、2車線のままというところでございます。

今後、団地造成等になったときに、あくまで工業地域ということであれば、雇用等の政策等も踏まえながらの造成というふうな認識をいたしております。

現在、道路のあり方について、都市計画の見直し等を初め、今後進めなければならない課題というのは、非常に多いというふうに認識をいたしております。

ましてや、処理場建設に伴います轟木・衛生処理場線の今後の道路のあり方、ましてや全体的な道路事業の関係について、なお一層研究の必要があると思います。

国道に関しても国道3号、鳥栖久留米道路、鳥栖拡幅、また34号バイパスの関係とかやっております中で、今後、鳥栖市の全体としての道路体系、もういよいよ着手すべきものというところでございます。市内の中にも、そういった勉強会等しながら、今後、関係各課のみならず、各部間の連携等も必要になるということで対応を考えていきたいと思っております。

そういった道路計画についても、さっき9月の中でも意見等も頂戴していることについては、十分認識はいたしておりますので、市内で検討しながら、お示しできる時期になりましたら、そういったことで提案できればというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、現在、いろんな事業が、鳥栖駅周辺関係とか、処理場建設、新産業エリア、大型事業が今後、着手するわけでございますので、そういったものも踏まえながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### 齊藤正治委員

部長が答弁されるとはちょっと思いませんでしたけれども、考え方としてはわかっております。

ただね、今おっしゃったように、駅周辺が恐らく最優先でいくと思うんですよね。そうし

たときに、道路というのは後回しに、もう今既に頭の中で後回しなってるわけです。

特にここはね、市外からの通勤客が多いわけですよ。だから市内のやつの道路の渋滞のをこうこう考えることももちろんそうなんですけども、市外から入ってくる人たちがここに多いやつを、なお一層ここが、新産業が雇用形態がそういうふうになる。市内にはもう働く人おりませんので、市外からしか当然来ないわけですけども、そういったことから考えて、やはり県道、あるいは国道を含め市道がどうあるべきかというのを根本的にやっぱり受け入れる態勢として考えて、それが点としてつないで、それが面になるようにやっぱりやっついていかないかんということだけは申し添えておきます。

一つだけ県のほうに、これも要望を強くお願いをしておきたいんですけども、いわゆる中原鳥栖線が、今現在のところ、あさひ新町の、下野の交差点か、そこまでしか計画がないわけです。それから先っていう、江島まで、それから江島からもっと先の中原まで、これが一体化しないことには、この渋滞解消には恐らくつながらないと思うんです。そこら辺はやっぱりきちんとな、これはあくまでも県事業でございますので、県のほうに強く強く要望をさせていただきたいというように、これ、平成32年に分譲するわけですから、それに合わせた目途を、やはり県のほうに要請をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いたします。

**江副康成委員長**

はい、じゃあ、御答弁は要らないということですのでよろしいですかね。

はい、ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設課関係の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩



午後1時25分開議

**江副康成委員長**

それでは、再開いたします。

**建設課**

**国道・交通対策課**

**議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖一般会計補正予算（第 4 号）**

**江副康成委員長**

これより、建設課と国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

日程に御案内しましたように、建設課と国道・交通対策課、一括して審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。執行部の説明を求めます。

**白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

平成 27 年度 12 月補正予算の概要を建設課より御説明申し上げます。

資料 13 ページよりお願いをいたします。

なお、金額の説明につきましては、割愛をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず 13 ページ、歳入でございます。

款 15. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 3. 土木費国庫補助金、節 2. 住宅費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、競馬場の関係での耐震関係でございますが、これは歳出の際に詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 5. 土木費県補助金、節 1. 住宅費県補助金につきましても同様でございます。

**江副康成委員長**

すいません、白水次長、すいません。

これ、金額を抜かす何か意味あるんですかね。もう今までずっと金額まで大体……。歳出で言ってもらいそうですね。じゃあ結構です。

**白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

すいません、もうお手元に金額明示しておりますので、御説明の必要はないかと思いましたが次第でございます。



以上でございます。

**江副康成委員長**

いつもの金額、補正のところの金額だけは言っとってください。お願いします。

**白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

わかりました、はい。

歳入、続きまして、14 ページをお願いいたします。

款 22. 市債、項 1. 市債、目 2. 土木債、節 1. 道路橋梁債 510 万円につきましては、道路改良事業、橋梁長寿命化事業に伴います市債でございます。

続きまして、節 2. 住宅債 580 万円につきましては、先ほどの歳入と同様の競馬場関係でございますので、歳出の際に、詳細説明させていただきます。

続きまして、款 22. 市債、項 1. 市債、目 7. 災害復旧債、節 2. 土木施設災害復旧債、補正額 50 万円につきましては、平成 27 年 8 月 25 日の台風によります、市道の災害復旧工事に伴います市債でございます。これも資料をつけておりますので、歳出の際に、詳細説明をさせていただきます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

款 8. 土木費、項 1. 土木管理費、目 1. 土木総務費、節 2 から節 4 につきましては、建設課、課長以下 7 名分の人事異動に伴います補正額で減額でございます。

続きまして、款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、目 1. 道路橋梁総務費の節 2 から節 4 につきましては、上記同様、1,079 万 5,000 円の減額は、建設課 13 人分の人事異動に伴いますものでございます。

続きましてその下、目 2. 道路維持費、節 15. 工事請負費 1,000 万円につきましては、道路側溝等工事費でございまして、市道の側溝等の工事費、下半期要望分に対応するものでございます。

続きまして、次のページ、17 ページをお願いいたします。

歳出の項 2. 道路橋梁費、目 4. 橋梁維持費、節 13. 委託料 1,600 万円の減額につきましては、橋梁点検等委託料の入札残の減額でございます。なお続きまして、下の節 15. 工事請負費、同額の 1,600 万円の計上でございますが、委託料より、工事請負費で 1,600 万円、編成を変えろというものでございます。1,600 万円を計上いたしまして、補正後、6,400 万円という総額で、橋梁工事に取り組みさせていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、款 8. 土木費、項 3. 河川費、目 1. 河川改良費、節 15. 工事請負費につきましては、補正額 2,000 万円でございますけれども、これは桜町の地内の排水路のつけかえ

工事に伴います分の予算の計上でございます。

これはお配りいたしております縦長資料に添付をさせていただいておりますけれども、詳細資料を別途配付いたしますので、よろしく願いいたします。

#### 江副康成委員長

じゃあ資料の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

#### 白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

事前にお配りをいたしております排水路整備事業桜町地区という横長のA4の資料の補足資料といたしまして、お手元にA3の図面を追加をさせていただいております。

この事業につきましては、既設の排水路の断面狭小及び形状不良により排水能力を補完するために民地内に水路が設置をされております。この水路の長さが、現況約28メートルほどでございます。幅が約1メートル程度のものでございます。

これをこの当家の方々が、家屋を建てかえに支障がするという申し出がございまして、代替機能を確保するために、排水路を整備し、円滑な雨水排水を確保することによりまして、治水の安全を図らせていただくというものでございます。

事業の内容といたしましては、水路用地の購入費といたしまして180万円、排水路の整備工事費といたしまして、2,000万円を今議会に計上させていただいてる次第でございます。

工事の概要といたしましては、広いほうの図面をごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、現在、民地の中にごございます黒の点線、ちょっと薄くて申し上げないんですけれども、この黒の点線が現在、民地内に排水路として設置をされてございます。

この水路につきましては、水路としての分筆等が全くなされていない状況でございます。このお宅の申し出で、ここに家を建てかえたいと、この水路を撤去してほしいという申し出がございまして、撤去につきましては、鳥栖市の顧問弁護士等に御相談を申し上げましたところ、これは民地内の水路でありますので、この方の御随意にされて構わないといったような御説明をいただいております。

しかしながら、我々といたしましては、既設水路の代替といたしましたバイパス的な容量が確保されております。2本でもって流下をしておるといったような状況でございますので、この分の水路をどこかにつけかえなければいけないということで、このお宅に御相談をいたしましたところ、現水路のわきに、同じく1メートル幅の水路を御相談申し上げ、用地を買収させていただいて、その他の構造物を補償させていただくということで、御納得をいただきましたので、この濃いブルーの部分でございますけれども、この部分を水路として復元をさせていただくという段取りでございます。

薄いブルーの部分にL形の擁壁を施工させていただきたいというふうに考えておるところでございます。破線につきましては、およそ作業に影響は出る掘削の範囲をお示ししてるところでございます。

実際に作業にかからなければならなくなつては、また、詳細設計になってまいるとは思いますけれども、およそこのあたりまで、掘削をしなければならない影響幅が出てくるといったような状況でございます。

以上、御説明を終わります。

引き続き、説明をさせていただきます。

18 ページ、項 5. 住宅費、目 1. 住宅管理費の節 2 から節 4 につきましては、建設課 7 名分の人事異動に伴います減額 29 万 6,000 円分でございます。

続きまして目 2. 住宅改善費、節 19. 負担金補助及び交付金 2,600 万円につきましては、大規模建築物耐震改修補助金といたしまして、計上いたしております。

主要事項説明書の 11 ページをお願いいたします。

なお、この建物は競馬場の建物ではございますけれども、競馬場の、今に至りますまでの時系列を整理してございますので、資料として配付させていただきたいと思っております。

#### **江副康成委員長**

資料の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

#### **白水隆弘産業経済部次長兼建設課長**

まず、お手元に配付をいたしました競馬場補助に関する経過といったものの概要を説明をさせていただいた後に、主要事項説明書の説明に移らせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

今事業につきましては、まずは平成 25 年 11 月 25 日に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正がなされておりました、不特定多数の者や、避難弱者が利用する一定規模以上の建物については、平成 27 年 12 月 23 日までに、耐震診断を行い、その結果を報告することとされております。

この改正を受けまして、平成 26 年 5 月 29 日、競馬組合より耐震診断補助に対する市への要望がなされておるところでございます。なお、同年 9 月に、市議会に診断費 1,800 万円を計上をさせていただいておるところでございます。補助内容につきましては、お示しのとおりでございます。

翌平成 27 年 3 月に、繰越明許費として、同額を計上させていただいて、耐震診断を行ったところでございます。耐震診断の結果といたしまして、診断契約が 918 万円となつてござい

ます。補助対象額といたしましては、849万2,000円でございます。

平成27年10月17日に、特定委員会によります判定によりまして、耐震補強が必要な建物であるという診断をいただいたところでございます。この診断を受けまして、同年10月22日に競馬組合より耐震補強設計補助に対する市への要望がなされておるところでございます。

今議会へ予算をお願いしているというのが、現在までの状況でございます。

なお、この経緯を踏まえまして、主要事項説明書の11ページでございますけれども、御説明を申し上げたいと思います。

目的といたしましては、先ほど御説明を申し上げましたように、不特定多数の者が利用する大規模建築物、3階以上かつ床面積5,000平米以上のものというものでございます。

所有者が耐震し、改修を実施するに当たり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施を促進し、耐震に対する建物の安全性の向上を図り、その建物の利用者の安心安全を確保するという目的で取り組むものでございます。

事業内容といたしまして、先に御説明申し上げました法改正によりまして、耐震診断が義務化され、大規模建築物の耐震改修事業に対し、国の交付金及び県の補助金を活用して、耐震補強設計費の3分の2を補助するものでございます。

対象の建築物といたしましては佐賀競馬場でございます。地上4階、地下1階、床面積が1万6,178平米のものでございます。

佐賀競馬場の耐震補強設計事業の内訳といたしまして、全体事業費といたしましては、3,900万円ですね。市の補助額といたしましては、2,600万円でございます。

なお、補助主体が市ということでございますので、2,600万円を計上いたしております。先に歳入の際で、幾つかもう出てまいりましたけれども、この2,600万円に対して、国の交付金が1,300万円、県の補助金が650万円、市債といたしまして580万円、一般財源といたしまして70万円の財源内訳となっております。国の緊急促進補助金を充てたところでございます。

以上、競馬場に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款11. 災害復旧費、項2. 土木施設災害復旧費、目2. 単独災害復旧費、節15. 工事請負費、補正額55万円でございます。これは、ことし8月25日の台風によりまして、被災いたしました市道の復旧工事でございます。場所、名称は大地添・青葉園線の災害復旧工事でございます。これも先に資料として、お手元に配付をさせていただいております資料の中の末尾でございますけれども、横長資料といたしまして、添付をさせていただいております。

市道の法面が法崩れを起こしております状況でございます。これにつきましては、この他の災害復旧につきましては、既に予備費によりまして、通行の障害等は取り除かせていただいております。この災害につきましては、通行の直接の障害にはなっておりませんが、これ以上崩れることがないように、復旧をさせていただきたいということで、法面の延長2.2メートルの土羽の復旧工事をさせていただくものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

先に御説明を申し上げました競馬場に対します補助金につきましてはの繰越明許費の計上でございます。

款8. 土木費、項5. 受託費、事業名「大規模建築物耐震改修事業補助金」2,600万円でございます。補助対象は佐賀競馬場の耐震補強設計費でございます。

補助事業者であります佐賀競馬場におきましては、耐震診断結果に基づきまして、今年度中に耐震補強設計に着手をされるものとなっておりますけれども、耐震補強設計が約8カ月程度かかると見込まれております関係から、今年度内での事業の完了が困難であると見込まれるために、補助金を繰り越させていただくものでございます。

以上、建設課分の御説明を終わらせていただきます。

#### **田原秀範 国道・交通対策課長**

それでは続きまして、国道・交通対策課分の補正予算概要を説明いたします。

資料の21ページをお願いします。

一般会計歳出です。

款8. 土木費、項6. 新幹線対策費、目1. 新幹線対策総務費、その節2. 給与から節4. 共済費の合計765万9,000円の減額ですけど、これは7月の人事異動に伴う、減額補正でございます。

目2. 新幹線対策費、節28. 繰出金、補正額マイナス106万6,000円ですけど、これは次ページのほうで御説明します。すいません、これ特会ですので、これもマイナス106万6,000円も人事異動に伴う減額補正です。

以上です。

#### **江副康成 委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。

どなたか質疑がございませんでしょうか。

#### **飛松妙子 委員**

はい、ありがとうございます。

ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、17ページの橋梁点検の委託料

と工事費のところ、上がってて相殺されてるのでゼロなんですけど、予算が9,700万円ほどございますので、中身を教えていただきたいんですけど、まず、点検は全て鳥栖市内の終わってらっしゃるのかと、一番古い橋で何年で何本ぐらいあるのかを教えてくださいまして、よろしくをお願いします。

#### 白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

まずは、事業概要から御説明を申し上げます。

この橋梁点検事業につきましては、今年度から取り組ませていただいております。市内の橋梁を今年度より点検をずっとさせていただくものでございますけれども、この減額につきましては、もともと4,000万円程度の予算を計上させていただいておりましたところ、設計の方法が県より示されまして、その設計に沿いまして設計をさせていただきましたところ、1,200万円程度の入札残が残ったというものでございます。委託料につきましては、入札残と合わせまして、約1,600万円程度の余裕ができたという状況でございます。

また、工事請負費でございますけれども、現在、約8本の橋梁を修繕工事をさせていただいておりますけれども、この8本目の橋につきましては、若干ほかの7本の入札等の状況で、当初予算額が不足するといった状況が発生いたしております。たまたまほぼ同額の1,500万円程度の不足額が、1,590万円程度の不足額が出ましたので、この国費の分の委託料の1,600万円の、余剰金とっては、申しわけないんですけども、余裕ができた分を工事費に回させていただきまして、今年度工事をさせていただきたいという状況でございます。

なお、この1,600万円分を工事費に流用させていただきます関係上、この分に当たります起債も、先ほど510万円掲載いたしておりましたけれども、起債として計上させていただくことが可能となりましたので、一般会計からの繰り出す、一般会計からの支出もその分は減ると、トータルで、といった状況でございます。

以上でございます。

ちょっと、今、一番古い橋につきましては、御説明申し上げます。

#### 日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

飛松議員の最も古い橋の御質問にお答えいたします。

鳥栖市の今の管理橋としては全橋梁数で393橋ございますけれども、詳細なその橋梁名等はちょっと今手元の資料じゃわかりませんが、最も古いので、昭和25年ごろの橋梁があるのは、手元の資料でわかりますので、古いので、その頃に架設された年度というのが最も古いかと思っております。

以上です。

## 飛松妙子委員

はい、ありがとうございます。

昭和 25 年ってことは、もう 50 年以上経ってる橋がまだ現存してるってことだと思うんですけども、今後、この修繕ですかね、修繕計画とかも入っていくってことで、多分予算がまたこれからついていくんじゃないかなと思うんですけど、大体何本ぐらいそういうのがあるのか、もし、修繕、今後ですね。教えていただければと思うんですけど。

あと、何年ぐらいだと橋は大丈夫なんですって、そういうあれがあれば、教えていただきたいんですけど。

## 日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

ただいまの御質問にお答えいたします。

今、修繕の対象となる橋梁数につきましては、平成 22 年、23 年で定期点検のほうを遠方目視のほうでさせていただいております。その定期点検の結果に基づいて、平成 25 年度に修繕計画の策定をいたしておりますけれども、その中で修繕が必要な橋梁として、いわゆる橋梁の健康の度合いを表す健全度というのがあるんですけども、その健全度の 2 と 3 の部分に対して、橋梁の修繕が必要ということで、その対象橋梁数が 91 橋ございます。その分につきまして、平成 39 年をめどに、橋梁の修繕に当たっていきたいというふうに考えております。

それと橋梁のどのくらい耐えられるかという御質問でしたけれども、橋梁の目安としては、はっきりと何年というのはないんですけども、今後、施設に関しては、定期点検等を踏まえて点検をして、その点検の結果に応じて、必要となった場合に修繕をやっていくという形になっていくかと思えます。

コンクリートの耐用年数としては、概ね 50 年とかという目安はございますけれども、橋梁のおかれている環境によっては、当然 50 年以上もつ環境もございます。逆に、50 年もたない環境もございますので、そういうのは、点検をしながら把握をして、計画に反映していくというのが、今回の修繕計画の中でやっていくものでございます。

以上です。

## 飛松妙子委員

ありがとうございます。

ちなみに 50 年以上の橋がわかりましたら、今はすぐわからないと思うんですけど、資料があったら、後からでも結構なんで、いただければと思うんですけど。

## 日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

今ちょうど手元の資料で、概ねの橋梁数になってきますけれども、平成 25 年に策定をしたときの資料でいきますと、ちょうど約 20 年後、平成 25 年で 20 年後ですので、平成 45 年頃

に、50年を超える橋が約270橋ほどになるということで、今から準備に備えていかなくちやいけないということで、この計画がスタートしております。

だから概ね20年後に約270橋程度が50年をちょっと超えるのかなということで……。  
以上です。

**飛松妙子委員**

すみません、もう何度もですね。  
現時点で50年以上経ってるものってわかりますか。

**日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長**

すみません、現時点では、平成25年で約1割ということなんで、約40橋程度が50年を超えてる橋になります。

**飛松妙子委員**

はい、ありがとうございました。

**江副康成委員長**

ほかにどなたかございませんか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



**議案乙第37号 平成27年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第1号）**

**江副康成委員長**

続きまして、議案乙第37号 平成27年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**田原秀範国道・交通対策課長**

国道・交通対策課の田原です。  
それでは御説明させていただきます。  
資料の22ページをお願いします。  
新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計の歳入でございます。



款 1. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金、補正額マイナス 106 万 6,000 円。この内訳は下の歳出のほうに書いておりますので、そちらで御説明します。

歳出、款 1. 事業費、項 1. 事業費、目 1. 土地区画整理事業費の節 2. 給料から節 4. 共済費までの合計 106 万 6,000 円ですけど、これは 7 月の人事異動に伴う減額補正です。

以上です。

#### **江副康成委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **齊藤正治委員**

御指名でございますので。

数字のことはちょっといいんですけども、いわゆる今、メモリードっていうか、ホテル予定地があるわけですけども、あそこについては、今の動向っていうか、いつごろ予定されるのかっていうのをちょっとお尋ね……。

#### **田原秀範国道・交通対策課長**

それでは、ただいまの齊藤議員の質問に対する回答ですけど、今のところ、何回かは、ちょっと接触……、除草関係でちょっとお話しはしてますけど、いつ建てるのかそういう話は、まだ明確には出てないっていうことでした。

以上です。

#### **齊藤正治委員**

元の県の幹部の方にお聞きしますと、自分が進めたからっていうようなお話もあったんですけども、結局建てるのか建てんのかというのを、はっきり、もう既に開業後、平成 23 年に開業してから時間経ってるわけですけども、一番一等地に用地を持たれて、今まで何もされないっていうところに、市としてもやっぱり払い戻しじゃないですけども、お返しいただくかどうか、そういったことも含めて、今ちょうど鳥栖駅前が整備をされるようになっておりますけども、新鳥栖駅が、何となく何事もなく、もともとの計画が、何といたしますかね、観光を主体とした駅につくり上げるというようなお話があったんですけども、周辺の状況を見ると決してそうじゃない。将来的な見方をしても、決してそうじゃないといったことから見て、何となく通過駅になってしまうのかなっていう感じが今しておるところでございますけども。

そういったことも含めて、今後のホテル用地のことも含めて、周辺整備をどのように考えておられるのかっていうのを、部長がいいかと思っておりますけども、お尋ねをいたします。

#### **詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長**

メモリードの件につきましては、昨年までは、都市整備課のほうでの所管でということで、新幹線のほうが対応しとったかと思えます。ちょうど1年ほど前ですけれども、メモリードの今後の意向についてということで、接触等を試みたところでございまして、12月では、こちらからの申し出について、接触はできなかったという経緯等がございまして。

今、齊藤議員のほうから言われましたように、鳥栖駅周辺に関しましては、新たな開発のところ、事業がいよいよ着手に進んでおるといふところで認識をしております。

平成23年の新鳥栖駅開業から区画整理も終わったところ、ほぼを終了いたしまして、今後の対応等を進めていかなければならないと。

先ほど商工振興課の中でも、若干御答弁申し上げたところでございまして、本市のプロジェクトとしまして新鳥栖駅、新産業集積エリア、その他大型事業等が進める中で、この新鳥栖駅周辺の開発についてが、今後の鳥栖市のあり方についても、今後着手をしなければならないという面も認識はいたしておりますけれども、産業経済部のみならず、都市計画の関連等もございまして、企画政策部との連携、その他担当部署の連携等も必要になってくるかと思っております。

今後、この新鳥栖駅ができたからと言われたことで、通過駅等にならないようにというふうな事業等について、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### 齊藤正治委員

観念論としては、部長おっしゃるとおりだと思いますけれども、なかなかやっぱり具体的に進んでないというのが、今の新鳥栖駅かなと。だから本当に、鳥栖駅と新鳥栖駅をつなごうと、将来ともに思っておられるのかどうか分かりませんが、もちろん新鳥栖駅の東側をどうするかとか、南側をどうするかあるわけですが、具体的に、都市計画の見直し等々も含めてね、示されていないというのが現実。

特に鳥栖駅は、よそからの来客よりも、いわゆる通勤、通学の人たちが主体。新鳥栖駅については、よそからの来客っていうか、観光とかそういったいろんな産業、工場あたりのあるんでしょうけれども、将来的に西九州新幹線がどういう形でおさまるかわかりませんが、やっぱりそのときに来たら、あっしまったということじゃなしに、やっぱり鳥栖っていうのはこういうところがあるんだというイメージをもう少し植えつけて、お客様にしていかないと、本当に通過駅になってしまって、とどのつまりは、もう1時間に今、全線とまっていますけれども、間引きされるような形にもなりかねないというふうになってくるのではなからうかというように感じておるところでございますので、ぜひ今一度、気合を入れて計画を立てていただきますようによろしくお願ひしたいと……。

江副康成委員長

いいですか。

齊藤正治委員

いいです。

江副康成委員長

はい、わかりました。

ほかに。

[発言する者なし]

それでは、本案に対する質疑を終わります。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

報告第 11 号 専決処分事項の報告について

報告第 12 号 専決処分事項の報告について

報告第 13 号 専決処分事項の報告について

江副康成委員長

続きまして、報告第 11 号から第 13 号 専決処分事項の報告について一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

お手元に事前に配付をさせていただいております資料に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、はい、皆さんわかりますでしょうか。はい、処分事項の報告についてというタイトルになってございます。3 ページ部分でございます。

よろしいでしょうか。

まず報告第 11 号でございます。

この件につきましては、市道の管理瑕疵に基づきます損害賠償額を決定するために、地方自治法 180 条第 1 項の規定によりまして、専決処分したものを報告するものでございます。

賠償額は 25 万 7,840 円、過失割合は鳥栖市の 10 割ということでございます。専決処分の日は平成 27 年 10 月 16 日でございます。

概要でございますけれども、平成 27 年 7 月 22 日でございますけれども、鳥栖市の市道の神辺・葬祭公園線を走行中、市有地からの倒木によりまして、切断をされました電線が車に接

触して、車の後部を破損したものでございます。下段左側の写真の法面でございますけれども、丸印のところから木が倒れかかって、点線点線で示しておりますけれども、切断された電線が自動車の後部に接触して右側の写真でございますけれども、車が破損したものでございます。これの賠償額でございます。

続きまして、報告第 12 号でございます。

同じくでございます。賠償額は 4 万 8,846 円、鳥栖市の瑕疵割合 10 割でございます。専決処分の日といたしまして、10 月 28 日。

事件の概要といたしましては、9 月 11 日でございますけれども、市道坂口・藤木線上に設置をされておりました市が管理いたしておりますカーブミラーが家屋に倒れかかり、家屋の壁を破損したものでございます。

写真下段でございますが、黄色い支柱で両面ミラーがついたもの、左側の家屋に接触しているといったような状況でございます。拡大の写真が右側でございます。この壁の補修代といたしまして、4 万 8,846 円を計上させていただいているものでございます。

続きまして報告第 13 号でございます。

同じくでございます。賠償額は 3,585 円、鳥栖市の過失割合は 2 割でございます。総損害額といたしましては 1 万 7,928 円でございます。専決処分の日は、平成 27 年 11 月 17 日。

事件の概要といたしましては、平成 27 年 7 月 31 日の午後 0 時 50 分ごろ、自家用車で市道村田・西田線で、村田町の 32 番地 1 の地先から市道村内 5 号線へ左折した際に、市道上の金属製の突起物に左側後輪が接触し、タイヤを破損したものでございます。

下段左の写真でございますけれども、水路上に蓋かけをしたような状況の歩道を設置しておるとございまして、出入口の最短部が若干突出してございまして、この突出部分に左側のリアタイヤが接触して破損をしたといった状況でございます。破損状況は、右側の拡大写真でございます。現在のこの突起部につきましては、突起物がないように手当てをしている状況でございます。

以上 3 点、御報告でございます。よろしく願いいたします。

#### **伊藤克也委員**

はい、ありがとうございます。

カーブミラーの倒れかかったという部分で、金額的なものではなくて、恐らくそのカーブミラーってのは、もう幾つも市道に設置されているものと思いますが、ほかにそういった危険性があるミラーがあるのかっていう点検はなされたのかをお聞きいたします。

#### **牛嶋英彦建設課長補佐兼道路河川管理係長**

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

カーブミラーについては、議員御指摘のとおり、市道上にたくさん設置をされておられますが、正確な数はちょっと市役所としても、今んところ把握はできておらないところなんです。御指摘のとおり、同じようなものがあるかないかというところについては、市では、毎日、道路パトロールを実施しておりますので、その中で、点検も合わせて行ってきたいというふうに思っておりますし、また、あと、こちらカーブミラーについては、地域のほうの交通対策協議会などから老朽化したものの取りかえとか、そういったものの要望も受けているところなので、そちらのほうの御協力もいただきながら、今後、把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

はい、わかりました。ありがとうございました。

**江副康成委員長**

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは、建設課と国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

次に上下水道関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分休憩

oo

午後 2 時 18 分開議

**江副康成委員長**

再開いたします。

oo

上下水道局

議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

**江副康成委員長**

これより上下水道局関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

それでは、議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）について御説明をいたします。

委員会資料の 1 ページをお願いいたします。

**江副康成委員長**

きょうもらった資料ですよ、これ。これです。（発言する者あり）机の上にあったやつです。（発言する者あり）じゃあいいみたいですね。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

紙面に沿って御説明をさせていただきます。

1 ページ目ですけれども、まず歳入につきまして、款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金、節 1. 一般会計繰入金の補正額 72 万 9,000 円の減額をお願いしております。

次に、歳出、農業集落排水の目 1. 農業集落排水維持管理費、ここに節 3 項目ございませけれども、3 項目とも、職員の異動に伴う減額でございます。合計の 72 万 9,000 円の減額。歳入の減額と同額でございます。

以上、農業集落排水特別会計補正予算についての御説明を終わります。

**江副康成委員長**

はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたか質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。



**議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）**

**江副康成委員長**

続きまして、議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

それでは、議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、収益的収支につきましてです。

款 1. 水道事業費用、項 1. 営業費用、目が 5 項目ございますけれども、こちらも全て人件費関係で職員の異動に伴う減額となっております。職員数は 18 名分となっております。

続きまして、資本的収支につきましてですけれども、資本的収支の項 1. 建設改良費、2 項目ございます。こちらも職員 3 名分の異動に伴う減額、収益的収支のほうの金額が合計で 832 万 7,000 円の減額となっております。

以上でございます。

**江副康成委員長**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたかございますか。

**久保山日出男委員**

これ、名前まで申してもらわんでいいですが、人件費、ほんに下がってっすね。

どうかしたら若い人の賃金の 3 人分ぐらい、相当するぐらい、下がってるんじゃないかなと思うが、主な人は、名前言わなくていいですよ。クラスでいいですけど。えらい 800 万円とかさ。どこにおいてもマイナスだから、ちょっとね、疑問に思ったもんでね。

給与一時期下げられて、また一時期上がったけれども、また下げたとか何かいう、広報があるのか。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

やはり給与が下がっているというわけではございませんで、今回、給与改定がされておりますけれども、予定よりも若干低めに改定されているんですけども、こんな大きな数字になるものではございませんで、やはり職員の安い人が出ていって、高い人が入ってきてるといところが、一つ。

**江副康成委員長**

反対、反対。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

逆ですか。

安い人が入ってきて、高い人が、減ってるんだから。(発言する者あり)

それと、そのほかに、手当等で扶養が減ったりしているケースもございますし、あと共済費関係が制度が変わりまして、何かランクが、表が変わりまして、それで減額になってきている人も結構見受けられるところでございます。

**久保山日出男委員**

はい、わかりました。ありがとうございました。

**江副康成委員長**

ほかにごございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

はい、それでは本案に対する質疑を終わります。



**議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)**

**江副康成委員長**

続きまして、議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。

執行部の説明を求めます。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

それでは、資料 3 ページになります。

議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について御説明をいたします。

まず、収益的収支につきまして、款 1. 下水道事業収益、項 1. 営業収益、目 2. 他会計負担金 9,000 円の減額をお願いしております。

次に、項 2. 営業外収益、目 2. 他会計補助金 1,226 万円の増額をお願いしております。これは事業の見直しにより増額ということをお願いをしております。

続きまして下の表になります。

款 1. 下水道事業費用、項 1. 営業費用、目 2. 処理場費につきましてですけれども、こちらにも人件費が含まれておりますけれども、そのほか汚泥収集運搬処理委託料 400 万円の



増額をお願いしております。これは収集単価の上昇に伴うものでございます。

目4. 業務費 384万8,000円の減額となっております。こちらも職員の手当等によるものが主でございますけれども、報償費 60万円の増額をお願いしております。これにつきましては、下水道の受益者負担金の収入増の見込みに伴いまして、前納報奨金の増額ということでお願いをしております。

目5の総係費、こちらにつきましては、全て人件費になっております。

以上、収入のほうの合計額が1,221万7,000円という具合になっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

資本的収支についてでございます。

款1. 資本的収入、項1. 企業債、目1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債 6,650万円の減額をお願いしております。これは事業の見直しでありますとか、入札残などによる減額でございます。

項2の国庫補助金、目1. 国庫補助金 800万円の減額をお願いをしております。これにつきましては、浄化センターの長寿命化計画の実施設計を計画しておりましたけれども、このうち国の補助金が1,000万円で予定しておりましたけれども、これが200万円に減額されまして、その分の減額ということでございます。

続きまして、項3. 負担金及び分担金、目1. 受益者負担金 800万円の増額をお願いしております。これは収入増の見込みでございます。資本的収入の合計額が6,650万円の減額でございます。

続きまして資本的支出のほうでございます。

款1. 資本的支出、項1. 建設改良費、目1. 建設改良費。こちらにつきましては、職員の、やはり手当が入っておりますけれども、実施設計委託料で4,800万円の減額をしております。これにつきましては、先ほどの国庫補助金に関係する事業の減額及び入札残による減額でございます。

次の補償費でございますけれども、これはもう整備箇所の見直しによりまして、補償費が650万円減額、不用になったということでございます。

次の工事請負費 600万円でございますけれども、こちら、管渠の建設に要するものとして600万円をお願いいたしております。

資本的支出の補正予定額の合計額が、職員給与と事業分合わせまして5,639万8,000円の減額ということでございます。

以上でございます。

**江副康成委員長**

はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**藤田昌隆委員**

3 ページの汚泥収集運搬処理委託料 400 万円、このアップの理由は。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

当初予算は、去年の実績の単価で予算を組んでおりましたけれども、4 月に入札を行いまして、その分で単価が増加したものでございます。

**藤田昌隆委員**

単価が増加した。えらい簡単に言われますが、幾らから幾らに。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

当初がトン当たり 1 万 2,096 円でしたが、入札の結果、1 万 2,960 円となりまして、864 円の単価の増となっております。

**藤田昌隆委員**

単価の大幅増の原因は、何だと思われます。864 円か。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

この入札に参加した業者が市内に指名を出してある 2 業者だったんですが、入札の結果、予定価格に、より高価格で入札が行われまして、不調になっております。その結果、最低価格の業者のところと契約を行ったということです。

**藤田昌隆委員**

入札の最低価格より大幅に入札金額が上がってきたということですかね。

わかりませんか、私が言った……。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

はい、そういうことです。

**藤田昌隆委員**

了解しました。

はい、ほんじゃ次。4 ページ。

実施設計委託料 4,800 万円ということですが、一つは国庫補助金がちょっと減った……。この基本設計やなくて実施設計委託料ですよ。ですんで、よく聞くのが、これも去年からことしにかけて、問題になってるのが、果たしてこれでできるのかと。要するにこの基本設計で立てた分と、それから実施設計でした分と、設計委託料ですから、基本設計の実施設計の業者は、まず一緒ですか。ちょっと質問。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

今年度、ここで上げております実施設計に関しては、浄化センターの場合は、実施設計になりますけども、管渠の長寿命化に関しては、基本設計でございまして、それに関しましては、管渠の長寿命化に関しましては、来年度、詳細設計を当初で計上することになっております。

**藤田昌隆委員**

ごめん、すいません、ちょっと基本……、要するに浄水場っちゅうのは、実施設計が基本設計と一緒にということですか。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

この設計委託の中身といたしましては、浄化センターの長寿命化についての詳細設計と、管渠の、下水道管を埋設するための実施設計、それと今まで埋設してきた管渠を、維持管理、長寿命化するための基本設計の3つでございます。

浄化センターの長寿命化と、管渠の実際に埋める設計をする実施設計に関しましては、このままこの実施設計によりまして、設計書を作成するためのものでございます。

管渠の長寿命化に関しましては、鳥栖市内全域の、どの部分を長寿命化したほうがいいのかといったことを調べるための基本設計でございまして、この管渠の長寿命化につきましては、来年度、この基本設計をもとに詳細設計をする予定でございます。

**藤田昌隆委員**

ちょっとすいません。よくわかりません。（「よかですか、私から」と呼ぶ者あり）ちょっと詫間部長。（「休憩しましょうか」と呼ぶ者あり）

**江副康成委員長**

はい、じゃあ暫時休憩します。

**午後 2 時 35 分休憩**

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

**午後 2 時 37 分開議**

**江副康成委員長**

じゃあ再開します。（「再開して、私が質問させてください、委員長」と呼ぶ者あり）  
そのあとさせますので。（「そのあとじゃなしに、その前に」と呼ぶ者あり）  
今、藤田委員の質問に対して……（「わからんやろうけんと思うけん言いよっとですよ」と

呼ぶ者あり) だから藤田委員の質問に対して答弁して、その答弁を受けて、そのあとお願いします。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

実施設計委託料 4,800 万円の減の内容について御説明しますと、浄化センターの長寿命化の実実施設計が 1,600 万円の減、認可拡大に伴います認可区域の変更の委託料が 800 万円の減、管渠の長寿命化につきましての基本設計の委託料が 700 万円の減、管渠の実実施設計のための設計委託料が 1,700 万円の減となっております。

**江副康成委員長**

よろしいですか。

**藤田昌隆委員**

ありがとうございます。

**江副康成委員長**

そのほかございますか。

**久保山日出男委員**

繰り返します。

要するに、今の減っているのは、工事をあてとったのを早目に縮めて、翌年に回すためのあれ。その部分もあるわけでしょ。款項とか、違いますか。

**佐藤晃一上下水道局事業課長**

浄化センター長寿命化の 1,600 万円の減につきましては、国費が 800 万円削られましたので、それによる補助率が 50%ですので、国費がこなかったことに対する減額の 1,600 万円でございます。

管渠、実際に下水道管を埋めるための実施設計の 1,700 万円の減は、事業を見直したために、実際には設計委託料が不用になったというための委託料の減でございます。管渠の実実施設計に関しましては、一応本年度で完了する予定ですので、来年度、一部ありますけれども、この分に関しましては、不用になった分ということの減額でございます。

あとの認可区域の拡大に伴います設計委託料と、管渠の長寿命化に関する減額の 800 万円と 700 万円それぞれにつきましては、入札減に対する入札残の減額でございます。

**久保山日出男委員**

要するに答弁中で、やはり減額になった理由とか、国からの助成金が少なくなったから、どうしてもそれせざるを得ませんでしたとか、明確に言えば、もうわかるのよ、みんな、議員は。その辺の意見の説明をきっちりやってくださいよ。

結果的には、ただ減額を言っただけで、なぜ減額になったかとか、やっぱり国からの交付

金が少なくなったから減額なった。だから距離を短縮しました。だから次については、実施設計を、また、次の翌年に、し直しますとか、そういう面での減額だと思うから、その辺のところを執行部はきちっと説明してやらねば、マイナスになりました、これについてマイナスになりましただけではわからないので、その辺の説明は今後の委員会の中でよろしくお願いいたします。

以上です。

**江副康成委員長**

じゃあ意見要望ということでよろしいですかね。

はい、ほかにございますでしょうか。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

一つ教えていただきたいんですけど、受益者負担金がふえてる要因がございましたら、ちょっと教えていただければと思います。

**野下隆寛上下水道局管理課長**

受益者負担金は、まず当初賦課するときに5年間分、予定で、本人さんに通知をするんですけども、予算にのせる分は、5年間のうちの1年分を、まず予算上げて、ある程度前納してくるだろうなというのをある程度の率で見積もってくるんですけども、その前納してくる方が、ちょうど見積もりよりも、ちょっと多かったということでふえております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

はい、ありがとうございます。

**江副康成委員長**

その他ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

はい、じゃあ、それでは上下水道関係議案に対する質疑を終わります。

〇〇

**江副康成委員長**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時 42 分散会

平成 27 年 12 月 16 日 (水)

## 1 出席委員氏名

委員長 江副 康成

副委員長 久保山日出男

委員 森山 林 齊藤 正治 藤田 昌隆

飛松 妙子 伊藤 克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

産業経済部長兼上下水道局長 詫間 聡

商工振興課長 佐藤 道夫

商工振興課商工観光労政係長 向井 道宣

農業委員会事務局長兼農林課長 井田 勝

産業経済部次長兼建設課長 白水 隆弘

国道・交通対策課長 田原 秀範

上下水道局管理課長 野下 隆寛

上下水道局管理課総務係長 楠 和久

上下水道局事業課長 佐藤 晃一

## 4 議事事務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

## 5 審査日程

現地視察

県道中原鳥栖線道路改良事業（鳥南橋）



県営水利施設整備事業鳥栖南部地区（半平橋）

新産業集積エリア整備事業（幸津町）

浄水池兼配水池（原古賀町）

自由討議

議案審査

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）

議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

議案乙第 37 号 平成 27 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）

議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）

議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

〔総括、採決〕

建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件

## 6 傍聴者

な し

## 7 その他

な し



自 午前 10 時

#### 現地視察

県道中原鳥栖線道路改良事業（鳥南橋）  
県営水利施設整備事業鳥栖南部地区（半平橋）  
新産業集積エリア整備事業（幸津町）  
浄水池兼配水池（原古賀町）

至 午前 11 時 30 分

oo

午前 11 時 41 分開議

#### 江副康成委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

oo

#### 自由討議

#### 江副康成委員長

これより委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案を含め、委員会で協議したいことございましたら御発言をお願いします。ただし正確な議事録作成のため発言の際は、必ず委員長の指名を受けてからマイクのスイッチを入れて、御発言くださるようお願いいたします。よろしく申し上げます。

委員の皆さんのほうからございますか。

#### 久保山日出男委員

副委員長のほうから言うともおかしいんですが、今朝の新聞でも、橋上駅というのが出ております。そういった面で、3本の道路、その辺の協議を十分に、早目に委員会のほうにも、ある程度の進行状況がわかれば、ある程度までは教えていただいた中で、議論していただければって要望しておきます。

その辺はどうかなと思うけれども、皆さんがどんなお考えかわかりませんが、私はそうであってほしいと思っております。

**江副康成委員長**

はい、わかりました。

今、特別委員会、あるいはいろんなところ立ち上がってますんで、そのあたりも配慮しながら、当委員会のほうで、タッチすべきというところはなるべく早く情報いただいて、それに対して、迅速に執行部も交えて検討するという方向でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

今回の議案のことじゃないんですけど、今後の進め方について、前委員会のほうで、活発に陳情活動をして、もう本当に成果を、一定の成果を出したと思ってますんで、それを続けてやりたいということで、きょうの採決の後に、一応終わった後に、今年度の陳情のタイミング、どういうタイミングでどういう陳情したかというやつを、担当課長のほうから、ちょっと御説明してもらって、それを来年度の委員会の活動に活かしていきたいと思いますので、そういうときに、また、いろいろアイデアをいただいたらなあと思います。

そのときでもいいんですけども、来年度、取り組みたい事項、また、閉会中の審査事項等をきょう御提案いただければ、それも加味して計画したいし、随時出てくれば、迅速にそれも入れて対応をしたいというなことでよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

じゃあ自由討議はこれで閉めてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩します。

**午前 11 時 44 分休憩**

〰〰〰

**午前 11 時 49 分開議**

**江副康成委員長**

再開します。

oo

**総 括**

**江副康成委員長**

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

ないということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは総括を終わります。

oo

**採 決**

**江副康成委員長**

これより採決を行います。

oo

**議案乙第 34 号平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）**

**江副康成委員長**

議案乙第 34 号 平成 27 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 4 号）についてお諮りします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）**

**江副康成委員長**

続きますして、議案乙第 36 号 平成 27 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号) についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第 37 号 平成 27 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）**

**江副康成委員長**

続きますして、議案乙第 37 号 平成 27 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 1 号）**

**江副康成委員長**

続きますして、議案乙第 38 号 平成 27 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第 1 号) についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）**

**江副康成委員長**

続きまして、議案乙第 39 号 平成 27 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）**

**江副康成委員長**

続きまして、議案乙第 40 号 平成 27 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてお諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**江副康成委員長**

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



## 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件

### 江副康成委員長

続きまして、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の事件につきまして、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

以上のとおり議長に申し出ることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって以上のとおり申し出ることにより決しました。



### 江副康成委員長

以上で全ての日程が終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会します。

午前 11 時 53 分閉会



鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済年長委員	森	山	林
鳥栖市議会建設経済常任委員長	江	副	康 成

